

## 予 算 特 別 委 員 会 ( 3 日 目 )

1. 開会及び延会 令和4年3月18日(金) 午後1時00分 開会  
午後6時14分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	杉本訓規
委員	西川善浩
〃	柴田三乃
〃	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	谷原一安

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村優子
議員	横井晶行
〃	坂本剛司
〃	藤井本浩

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
総務部長	吉村雅央
総務部理事	米田匡勝
総務財政課主幹	内蔵清
生活安全課長	竹本淳逸
都市整備部長	松本秀樹
都市計画課長	奥田雅彦
建設課長	安川博敏
教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子

教育総務課長	村 田 真 也
学校教育課長	勝 眞 由 美
体育振興課長	吉 村 和 則
図書館長	石 川 孝 子
中央公民館長	吉 村 賀 央
歴史博物館長補佐	神 庭 滋
新庄文化会館長兼	
當麻文化会館長	庄 田 康 則

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 田 賢 二
〃	高 松 和 弘

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第21号	令和4年度葛城市一般会計予算の議決について
議第22号	令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第27号	令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第25号	令和4年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第23号	令和4年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第26号	令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第24号	令和4年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第28号	令和4年度葛城市水道事業会計予算の議決について
議第29号	令和4年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

**増田委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。連日のご審議、ご苦勞さんでございます。昨日も申し上げておりますように、コロナ対策ということで、いろいろと委員の皆さん方にも、発言の制限はしておりませんが、時間の配分にご協力賜って感謝を申し上げます。あと本日、それから火曜日の2日間になるわけでございますけれども、しっかりとご審議賜りますようお願いを申し上げます。最後でいうふうなお話でございますけれども、議員の皆さん方のご発言内容を聞いてますと、非常に今後の市政に対して、こういうふうなものであるべきや、こういうふうなことが市民のほうからも出てるよというご提言もたくさんございます。今回の予算、通る通らない別に、今後の事業のための非常に貴重なご意見であると私は感じております。ご出席いただいております理事者側の皆さん方におかれましても、こういったご意見、今日で終わりやなしに、今後の事業にしっかりと反映するような、そういう予算審査の委員会であってほしいなというふうに思いますので、よろしくをお願い申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いを申し上げます。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願い申し上げます。

申し遅れました。本日の委員外議員のご紹介でございます。横井議員、坂本議員、よろしく申し上げます。

発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力をお願い申し上げます。理事者側におかれましても、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名をした後、初めに質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、そして簡単明瞭、的確なご答弁をお願い申し上げます。

なお、答弁者につきましては、部長または担当課長でお願いすることを原則といたします。課長補佐級以下の委員室の入室は原則認めておりません。理事者控室並びに議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室入口付近のマイクによりご答弁をお願い申し上げます。

それでは、議案審査に移ります。本日は、6款土木費に対する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。127ページです。6款土木費の2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、及び関連で2目の道路新設改良費なんですが、事業説明のところでも市道管理

事業と、これ建設課ですね。それから下、2目のところは市道新設改良事業となってるんです。予算案の概要43ページのところに、その内訳が書いてあるんです。道路維持工事等、それから道路改良工事等と書いてあります。要望事項、それぞれ大字名と路線名とか事業内容が書いてあるんですが、私ちょっとよく分からないんですけども、この1目と2目、要は市道管理事業と市道新設改良事業の違いがよく分からないんです。説明のところに、市道新設改良事業のところは大字要望等によりと書いてあって、1目のほうはそういうことが書いてないので、大字要望から上がってくるものと、建設課が市内のあれを見て、これはやっとなあかんということで分けてはるのか。中身を見てもよく分からないので、この違いですね。これちょっと教えていただきたいというのが1目です。

2つ目は、128ページになります。同じく6款土木費、2項道路橋りょう費の2目道路新設改良費の中の128ページの18節負担金補助及び交付金のところで、大和平野土地改良区脱退金というふうにあります。41万9,000円、これがなぜ発生してるのか、その理由について伺います。

それから、130ページになります。同じくですが、5目の社会資本道路改良交付金事業費の中の事業説明では社会資本道路改良事業（建設課）となっているところですが、この工事請負費なんですけども、これも概要のほうですと44ページになるんですけども、そこに内容が書いてありますけども、新町・柳原線（2工区）橋梁予備設計というふうにありますけども、この新町・柳原線がどのような進捗になっているのかについて伺います。

以上、3点お願いします。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしくお願いします。

谷原委員の質問についてです。まず、市道管理事業と市道新設改良事業との違いというところでありまして。ここに上げてきてるのは大字要望もありますし、道路管理者のほうで確認して、優先度が高いものについては工事するということで上げております。この違いというところでは、管理事業につきましては、舗装の改修とか、どちらかという管理に係る部分というところの工事になります。新設改良につきましては、例えば道路の新設工事であるとか大規模な改修の拡幅工事であるとか、どちらかという維持管理ではなしに新たに道を拡幅するとか造るとかいうところの工事になります。

続きまして、大和平野の脱退金ということでございます。これにつきましては、工事に伴いまして土地を寄附なりいただいたときに、それに発生する脱退金があればここから支払うというところの予算であります。

続きまして、新町・柳原線の進捗についてですね。今、令和3年度につきましては、県道東側の榎原新庄線から東に向かって道路の北側部分、100メートルぐらい、その部分の改良工事を行っております。令和4年度につきましては、そこから200メートルぐらい、その部分の道路の北側の改良工事を行います。

あと、その用地ですね。用地は終わっているところの工事をしていくわけですが、令和4年度についてはその辺りまで進めるというところでございます。それが1工区でして、今後

は1工区の南側を施工して舗装工事をします。それと引継ぎながら、1工区の西側、2工区ですね。そちらに入っていくというところでございます。

**増田委員長** よろしいか。

谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。

まず最初に、この目の分け方、分かりました。ありがとうございます。そうすると、これは1目のほうに入ると思うんですけど、市道管理事業のほうに入ると思うんですけども、15節の原材料費、道路補修の原材料費ということで、ここの中に入るのか、ちょっとそこを聞きたいんですけども、要は小さな穴ぼことか、本当に小さく傷んでるところを建設課の職員に言えば、そこをいろんな材料でちゃんと埋めていただいていると思うんですが、いわゆる緊急道路補修のようなものですね。これについてこの予算で十分なのかどうか、あるいは実績等も含めてどんなものなのかをお聞きしたいんです。と申しますのは、我々議員やっていると、町内走ります。いろいろ傷んでるところがあって、穴が開いてるところを自転車が通ったら危ないと思うので、時々、よくしてくださいというふうに言ったり、区長からも上がっていると思うんですけども、今の現状がどんな感じで、多分ここに材料費ということで入っているのかなと思うので聞くんですけども、そこが十分なのかどうかお聞きします。

それから、大和平野土地改良区の脱退金というのは、要は土地を寄附される方が農地として寄附された場合に、そうしたところの脱退金については市が持つということになっているというふうに理解していいのでしょうか。あるいは寄附者の意思でそうなるんか。寄附者は、うちも脱退金を払う、それも含めて寄附やということはちょっと考えにくいかもわからんけれども、そこはそういうふうな決まりみたいな形として、基準としてこういう形が必ずあるのかということをお聞きします。もう寄附される場合はそういうふうになっていることかどうかということですね。それから、社会資本道路改良事業について、新町・柳原線のことは分かりましたが、最終、これ完了の見通しがいつになるのかということをお聞きします。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしくお願いします。

市道管理事業の原材料費について十分であるのかと実績についてというところでありますが、実績については今現在、手元に資料がございませんので答えることはできませんが、この中でレミファルトというパッチですね。それとか、それよりまた丈夫な分のタフストックとかいう種類のものを買っておりまして、この分の予算でほぼほぼ使い切るような形で穴埋めなり補修なりは行っているというところでございます。

大和平野の脱退金については、農地を寄附いただく際には、こちらでその分は支払いさせていただきますという内容で契約をするということでございます。

新町・柳原線はいつぐらいに完了かというところですが、橋梁部分については予備設計の段階でもありますし、時間が不明確でこの場でお答えすることはできませんが、その橋梁の手前まで、1工区、2工区の道路改良工事、拡幅工事につきましては令和7年ぐらいという

ところで今、見込んでおります。

以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。新町・柳原線については、新村の工業系ゾーンと関係するところですので、分かりました。大体そういうめどだということで、分かりました。

それから、大和平野土地改良区の脱退金についても分かりました。

最後の市道管理事業で、穴が開いてるところ、埋める分と、何かぱっと貼る分と2つあって、これが実績は分からないということだったんですけども、また調べていただいて、どの程度それが結構補修できてるのかということをもたお聞きしたいと思っております。実際に何度も何度も補修しなければいけないところは、例えば私が住んでる近くもあります。そのときには、何かパットのようなぺたっとして強いやつをやっていただくんですけども、毎回毎回職員が来て、ならしてもらってはまた取れて、ならしてもらってはまた取れてとかいうふうなことになるので、このパットのほうはちょっと高いみたいですけど、シートの分ですね。また研究していただいて、どの程度全体があっただうなのか、効率がどうなのかいうことをまた調べておいていただいたらと思います。

以上です。

**増田委員長** 今のご答弁では、あれですね。十分に要望に応えるだけの予算は確保してるというふう  
に解釈していいんですね。分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** 昨日に引き続き、お願いします。私から、今、谷原委員からもあったんですけど、130ページ、5目の社会資本道路改良交付金事業費ですね。その11節に役務費、土地鑑定手数料というのがあるんですけど、これはどこの土地鑑定を行うのかを教えてくださいたいです。それと、これ関連以外やったらあかんのですか。

**増田委員長** いや、よろしいよ。

**西川委員** 128ページの3目尺土駅前周辺整備事業費なんですけど、これの尺土駅前周辺整備事業の中の12節委託料、これ測量設計等委託料と工事委託料というのがあります、これの内容。それと、14節工事請負費の内容を教えてくださいたいです。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

西川委員の質問についてです。まず、土地鑑定手数料についてです。それにつきましては、新町・柳原線の2工区、事業所がある部分の事業所4か所分の鑑定となります。

尺土の予算の委託の内容ですね。測量設計等委託料400万円については、これは今の収用事業に係る事業認定の申請を行っております。それに係りまして環境調査と交通量調査なりの追加の調査が必要であるというところから、委託料の400万円を組んでおります。

工事委託料1億円、これにつきましてはエレベーターの工事の委託ということです。駅舎に直接つけるということになりますので、鉄道事業者  
に工事を委託するという形を取るとい

うことでございます。

工事請負費につきましては、今現在施工しております橋梁、駅舎の西側でございます。その分につきましては、今、下部工を施工しておりますが、令和4年度予算としましては上部工を施工するということと、その橋梁に係る西東の取り合い部分の工事を行うということでございます。

以上です。

**増田委員長** 西川委員。

**西川委員** ありがとうございます。そしたら、この130ページのほうのやつですね。土地鑑定手数料については、新町・柳原線の事業所の鑑定を行うためということですけど、ここにほんだら書いてる事業としたら、今、予算でつけてんのは、言うたらもう新町・柳原線だけのことですね。ほか、例えば今年度やったら基礎設計か何かで弁之庄・木戸線も上がったと思うんですけど、あと兵家・南今市線、これについても今年度設計のほうをやってはと思うんですけど、これについては今回の予算には全く上がってけえへんのですけど、鑑定手数料についても。この辺の見通しというのは何かありますか。それちょっと気になるので聞かせていただきたいです。

それと、先ほど尺土のやつなんですけど、これあんまり工事の委託料の感覚というのが、あんまり、全然、何と言うんですかね。請負というのはよう分かるんですけど、この工事の委託というのは駅舎内、先ほど課長のあれやったら、もう要は近鉄に全部委託するという。それは、もう委託するということは、結局こちらから特に、例えば瑕疵とか、その辺というのがどうなっていくのかなというところもあるんです。委託ということは請負じゃないじゃないですか。ということは、向こうのほぼ、これ言い方悪いですけど、向こうが勝手に決めてやっていくような契約みたいな形、でもこっちは委託するからお金を払うんですけど。なんかその辺が、これどことももうそういう決まりなんか、何かその感覚が分からんのです。請負でええん違うのと思うんですけど、それが近鉄に委託せなあかんというところになんのが、ほか全部そうやんと言うんか、うちら請負出したほうが瑕疵とかの話もできますし、いろいろできると思うんですわ。そやから、その辺どういうお考えかいうのを、もう一回教えてください。工事請負費に関しましては橋梁ということで分かりました。

それと、事業認定のためにこの設計の委託料をやられてるということで、法的手続に向かうというような準備段階なんかと思うんですけど、最悪それはええんですけど、市長は1回でもそのところに行かれましたかね。それを1回聞きたいです。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

まず、弁之庄・木戸線、それについて令和4年度予算にないというところの理由についてです。この弁之庄・木戸線については、令和3年度に予備設計を行いまして、現在、完了しております。その中で、数ルート案作成し、概算工事費とか特徴なりとかを示しております。令和4年度の作業としましては、その数ルート案の中から最適なルートを選定して、補助金事業の対応とか、都市計画決定なり事業手法の検討を行うというところで、その作業につい

ては予算を伴わないというところから、組んではおりません。ただ、ルートもすぐ決まり、事業手法も決まりというところであれば、補助事業にももの形であれば議会でも説明させていただいて、補正予算なりを組んで進むこともあろうかと思えます。

続きまして、兵家・南今市線につきましては、繰越予算で令和2年度予算を繰り越しておりまして、道路詳細設計中でございます。今現在、関係者との協議をしておるところで、完全な形としてはまだ整っていないという状況でございます。

あと、尺土工事委託の関係です。工事委託につきましては、国鉄・坊城線の架道橋の工事につきましてもそういう形で進めております。工事委託の手法を選択した理由としましては、鉄道事業者との協議とか鉄道回りの工事はなかなか難しゅうございまして、その対応に時間がかかるというところもあって、それでしたら直接事業者の基準で工事を行うほうがメリットもスピード感もあるというところから、工事委託へ進むというところでございます。

**増田委員長** よろしいか。市長はよろしいですか。

阿古市長。

**阿古市長** 1件の地権者の方だけが、今、残ってるという状態でございます。過去においては3件ありましたけども、最後の1件になりました。その1件の方とは過去において複数回お会いした経緯がございます。それとは別に、別件では1度寄せていただいた経緯がございますけども、担当のほうには、話が進むようであればいつでも行きますのでという話は常に言っておりますので、声がかかればいつでも行く段取りでしております。

以上でございます。

**増田委員長** 西川委員。

**西川委員** 事業認定のことについては市長は何回か行かれてるという、要はここまで努力してそれでもというんやったら、やっぱりその法的手続にしていかな、もちろんこれは市のもともと決まっていたやつなので、それはせなあかんですが、あんまり怠慢でされていないということの回答かなとは今思うてますので、その辺だけきっちりしといていただけたらなと思っております。これはもういいんですけど。あと、この工事委託に関しては、市にとって不利になるような委託の契約の内容にしてもたらちょっと具合悪いと思って、そこをしっかりと契約内容はちゃんと精査してやっていただかんと、委託するということはほぼ丸投げやというようなイメージで受けてしまいますので、だからそこだけは葛城市が要は損せえへんような形の契約を取っていただきたいなと。それがJRも一緒やということなんですね。それは分かりましたので、スムーズに進むためやったら工事委託という手法を選ぶということは分かったんですけど、何せ葛城市にとって不利な契約にならんようにだけはきっちりとしていただきたいなということです。

それと、弁之庄・木戸線が今回入ってないけどということやったんですけど、予備設計、またそれ部長、どういうルートとか、課長、また今あるやつ、1,000万円、前かけてやられてると思いますので、またみんな気になると思うので、どういうもんか成果品というのをまた示していただけたらなというところですよ。

今回そのルートを選定していくのも、予算はかからへんよと、やっていくのはね。とい



うことで今入れてないから、そやけど止めてませんよというところですね。これについても、やっぱり當麻と新庄はこの真ん中のルート、ほんで尺土駅前のこれの活性化というか、尺土駅前にとっても有利な道路になってくると思います。そやから、やっぱりこれは必要なもんやというところで私は思ってる、多分みんな思ってると思います、これは。そやから一刻も早くちゃんと整備をしていくような形、もちろんその補助金の関係もありますけども、これについては早々に進めていただきたいと、そういうふうに思っております。

兵家・南今市線は、詳細設計が終わって確定してるので、これからまた土地買収とかそういうところにかかっていると、今回はまだそこまで行かへんよというところですかね。これ、弁之庄・木戸線きっちりとお願ひしたいというところで意見として終わります。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** ちょっとだけ関連で、今もお話聞いてて気になったんですが、尺土の工事のエレベーターの話なんですけども、理由は分かったんですけど、多分、西川委員も言いたいのは、そこから工事が始まっていくときに葛城市としてどこまでも言えるのかというのが、今のお話で分からないんです、僕、単純に。勉強不足で申し訳ないんですけども。おっしゃるみたいに、その方法はそっちのほうがええからその方法を取って、それは意味分かりますよ。それ、お金葛城市出します、エレベーター造ります。で、どう進んでいくんですか。勝手に向こうが造るとかそんなわけじゃないでしょう、多分。葛城市が、例えばエレベーターの種類であったり何とかというのは、相談は途中あるもんなんですか。もうこれでできますよで終わりなんですか。多分、西川委員も気にしてはんのは、そこでちゃんと葛城市としてもの言える状況なのか、契約なのかということやと思うので、今の答弁やとちょっと僕それ大丈夫かなと思ったので、そこだけ詳しくお願いできますか。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

エレベーターの契約についてというところでございますが、今現在、尺土駅前周辺の詳細設計を、エレベーターの設計も含めてやっております。その中で、エレベーターの仕様なり、どこにつけるとかいうところを市と協議した中で進めた結果を工事委託として持っていくしますので、ただその結果がまだできてないんですけど、それについては詳細設計の中で市と設計業者と十分話して、金額についても十分協議した中で進めて、近鉄と契約を交わすということになろうかと思えます。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 分かりました。それはここだけの話じゃなくて、こういう依頼の仕方をするんやったら、ちゃんと葛城市としてもの言うてますよということですよ、今の答弁で。分かりました。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

**松林委員** 私は131ページ、6款土木費、河川総務費の中の、説明では14節の工事請負費というところで、概要では44ページになると思います。河川費のところ、下段のほうです。多分、この金額というのは、緊急浚渫推進事業3,800万円だと思うんですけども、これの内訳ですね。内訳というんか、多分この浚渫工事を緊急でされるということで、この場所が特定されてると思うんですけども、何か所ぐらいあるのかなというところをお聞かせください。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

緊急浚渫推進事業についてですが、これについては令和4年度の事業につきましては、大和川水系の兄川の山口から梅室の辺りで3,800立方メートルの浚渫を実施するという予定でございます。これにつきましては、令和2年度から計画的にやっておる事業でございます。

以上です。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** これは、要するに場所としては1か所ですかね。私ちょっとお伺いしたいんは、河川というのは1級河川、葛城市に流れてるのは1級河川で、多分この緊急やいうことだから緊急でされる浚渫工事かなと、堆積物を取り除く工事かなと思っただけなんですけど、これ市独自の裁量で、そこを浚渫工事されるのか。それともあくまでも県・国を通してされる工事なのか、市独自の裁量でできる工事なのかどうか、そこらちょっと心配なんでお聞きしたいんです。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

この浚渫事業場所につきましては、市の判断ですということですので。年度計画がありますので、何年にどこをやるかというところを、県・国のほうに計画を出すと。それによって事業を行うというものでございます。

以上です。

**増田委員長** 事業管理者がやるというふうに決まってるということですね、そこをもう一回。

安川課長。

**安川建設課長** 市がする分につきましては、普通河川の範囲になっておりますので、1級河川となれば奈良県、国が行うところになるかと思えます。うちがする部分の普通河川の部分、その部分を選択してうちがするということでございます。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** 1級河川はあくまでも県の裁量ですと、普通河川については行政ができると。自分の判断で、ここは危険やからここを浚渫工事しようという、臨機応変にできるわけなんですか。そこらがちょっと僕も立て分けがよく分からなくてお聞きしたかったんですけど、防災・減災で本当に水かさが増してきて、まさに水もんで堆積物がばーっと積もってきて、本当にこれ危ないでというところ、じゃあちょっと浚渫工事やってもらえますかというところで、やっぱり臨機応変に防災・減災のことなので、そういうようなシーンを想定してお聞きしたいんですよ。だから、そういうなるべく県を通して計画的にやられてる分は分かるんですよ。けどももう突発的にいろんな事象も生じますので、この防災・減災に関しましては特に臨

機応変な対応を極力よろしくお願い申し上げます。

**増田委員長** 安川課長、緊急時の対応というのはどういうふうにされんのかだけご答弁いただけますか。松林委員は、それで緊急時に対応できんのかというふうにご心配なので、1級河川についての緊急時の対応策。

安川課長。

**安川建設課長** 緊急時の対応というのは災害復旧の事業となりますので、それはその災害が起こった後に、またそういう部分で、予算で対応するというところでございます。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** 何でこういうことをお聞きするかいうたら、市民の方から、うちの近くの川、本当によけ堆積物がたまって水が増水でもしたら危ないねん。じゃあ、どこに言いまんねんという話がありまして、そういう場合どこにそういう話をおつなぎすればええのんかいなど。行政に言うたら行政すぐやってくれるんか、いや、そうじゃないよと。やっぱり県に相談して県を通さんとできんよという、そこら辺のジレンマというんかそこら辺のことがありまして、こういうお話をさせていただいたんです。だからもう極力、そういうときにはもう普通河川になりますかね。1級河川であれば県になると思うんですけども、そういう形で分かりました、窓口。

**増田委員長** ご答弁要りますか。緊急時は災害復旧で、予算で対応するよということですよ。平時の要望については大字等の要望も含めてということですね。

ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** よろしく申し上げます。まず3点お伺いします。

1点目、126ページ、1目土木総務費の12節委託料、道路台帳システム再構築委託料、これ新規で652万3,000円ついてるんですけども、マイクロソフト社のサポートが切れることに伴いシステム改修を行うと書いてますけども、これはマイクロソフト社の何ですか。OSのサポートが切れた、何かそれとも今現状、構築しているアプリケーションのサポートが切れたのか、どちらでしょうか。内容的にはどういったシステムでどこに委託するのかを教えてください。

2点目、130ページ、2項道路橋りょう費の6目地域連携推進事業費の14節工事請負費ですね。概要で言ったら44ページになります。橋梁長寿命化修繕事業、これが令和3年度に比べて結構大きいんです。増えてますけども、かなり増えてますけど、これどこの橋梁のことを対象とされてるのか。

それから3点目、136ページになります。これは公園管理費ですね。3目公園管理費の136ページの一番上ですから、前のページから言ったら14節工事請負費の851万1,000円、概要で言ったら46ページですね。二上山ふるさと公園トイレ改修工事、これも新規でなっております。公園館のトイレの洋式化工事ということですけども、これはこれでいいんですけど、現状、公園館がずっと閉鎖して、元々2階部分がちょっとした博物館というか、そういうのが二上山の自然を勉強するという施設だったと思うんですけども、ずっと今、立入禁止の状態

です。今後、あの施設をどうしていかれるか。トイレはこういう形で改修されるんですが、実際のところ、公園を利用する方とか山登る方がそのトイレだけを使ってるのはあまりにももったいな過ぎるので、2階部分を今後どういうふうに活用されていくかをお聞かせください。

以上、3点お願いします。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

奥本委員の質問に対して答えさせていただきます。まず、システムですね。道路台帳システムについてです。現状のシステムについては、マイクロソフト社の Internet Explorer で構築されておりまして、その Internet Explorer が2022年6月15日にサポートが終了するというところから、システムの解除が必要というところでございます。

どこと契約するということですが、今、実際、道路台帳システムについては内外エンジニアリングと契約しておりますので、そのシステムを使っておるところから、同社と契約するという予定となっております。

橋梁の工事請負費が増えている理由につきましては、来年度につきましては4橋を改良する予定でございます。疋田橋、北浦橋、四反田橋、中戸池橋、この4橋を予定しております。年度ごとに改修する橋の数量が違いまして、それに伴いまして工事費は前後するというところでございます。

それと、公園館の今後の使用についてのご質問についてですが、今、コロナ禍でもありまして、もちろん休館の状態が続いておるところでございますが、今のところは長期的に使用するところについての計画はございません。ただ、ずっとああいうふうな状態でもありますので、何らかの形は考えたいと思っております。

以上です。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。まず1点目の道路台帳システム、今お話ししていると、先ほどどういったシステムかということに対するご回答はなかったんですけども、ブラウザ上で動くソフトは何かクラウドのサービスということですね、システムというよりも。それを、俗に言うモダンブラウザと言うんですけども、今の最新のブラウザで動くようにという改修ですけども、そう考えると、私これ高過ぎると思うんですよ。だから、現状、その内外エンジニアリングというところのシステムというかクラウドサービスだと思うので、ほかに交換というか、互換性のあるようなとか、あるいは汎用性のあるところのシステムがあまりないのかもしれないんですけども、ちょっとこの辺の価格交渉をされたらいかかなと思います。どうしてもこういうベンダー系のやつとかになってくるともう言い値になってしまうので、この辺が高止まりしてるところなんですよ、システムの利用料というか、サポート料にすると。必ずそこには何らかの下げ要因というのはあると思います。

1つ例を言うと、この前、敬老年金のやつのシステムを新しく作り直すということで、普

通にベンダーに頼むとそれこそ数百万円のところを、アクセスというソフト、それを自分でやったら、それが数十万円で済んだという事例があります。そういう技術者が見つかったらという話ですけども、だからこの辺、この値段が適正かどうかというのは取りあえず相手に聞いて、もっと何とかならんかという交渉だけはやってほしいんですよ。その辺はされたかどうかだけ最後教えてください。

それと、橋に関しては了解いたしました。やはり、いろんなインフラのところは耐用年数が過ぎてきて、万が一それ何らかの崩落とか起こすと、やっぱりインフラという形で市民生活に被害が及びますので、この辺は定期的にやっていただいているということで了解いたしました。

それと3点目の二上山ふるさと公園の公園館のところですけども、やっぱり維持管理、建物使わなくても傷んでいきますので、使わなければ逆にどんどん傷んでいく形になりますので、せっかくいい場所にあるので、やっぱり利用方法を考えていただけたらと思います。昨日もたいま温泉のことでちらっと言いましたけども、あそこから山に登っていかれる方は結構多いし、やはり散策の拠点ということでもありますので、ビクターズセンターとかいろんな使い勝手、活用方法はあると思います。以前やってたような二上山の自然というような、本当に身近な自然を勉強する場というのは、あれはよかったと思うんですけど、どっかに委託されてたのかな。だから、ああいう形があれば、小学生とかが行って勉強できる場でもありますので、その辺りは教育委員会との連携になるかもしれませんけども、せっかくの施設を有効活用できるように取り組んでいただけたらと思います。これは要望として言っておきます。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課、安川です。

システム更新についての価格交渉についてどうしたかというところでございます。システムの更新としましては、Microsoft Edge上で正常に作動するようにシステム更新を行う予定ということで、これはベースが両社ともマイクロソフト社であり、作動検証や動作改善作業の現状で、現状のデータの紐づけなどの作業量が、他社のシステムを新規で導入し、一から動作検証等を行うより少なくて済むため、今回の費用となったというところでございます。これ以外に新規で導入する場合どうなるかというところで見積りを取ったところ、1,500万円ぐらいにはなると。その辺を精査して発注するというところでございます。契約に向かうまでには十分交渉した中で進めるというところでございます。

**増田委員長** 公園館はよろしいか。

奥本委員。

**奥本委員** 分かりました。一応、相見積りも取ってもらってるということですけども、この辺、はっきり言って分からないんですよ、ブラックボックスで。言い値というのがありますけども、その辺りやっていただけたらと思います。

それと、今、Internet Explorerの代わりに後継のMicrosoftのEdgeで動くということで、Edgeもプログラミングされてる方から言うところとちょっと

くせのある動き方しますので、Chromebookかその辺りの汎用の一番利用者の多いブラウザで動くようなやつの方が、今後このバージョンアップというかシステム維持管理費も安くつくことになりますので。新しく新規の導入費用になると乗り換えると高いんですけども、先々のことを見るとそういう比較で安くなるということもありますので、そういった見積りも今後考えていってもらえたらと思います。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** よろしくお願ひします。133ページ、土木費、3目の公園管理費、これも公園管理費全般で聞いていきたいと思ひます。まずは、ずっと僕、公園のことを言うてまして、葛城山麓公園、遊具つけていただくことになって、今年予算上がってないですけど、あの遊具に関してどうしていただいたのか、もう終わったのか、その報告が1個目欲しいです。

2つ目に、次は葛城山麓公園だけで終わるわけではないので、僕は、屋敷山公園の遊具もやっていきたいなと思ってる所存でございます。今の屋敷山公園の遊具の状態ですよね。修繕費等、そういったところは上がってると思うんですが、一昔前やったらブランコにバッチンのテープ貼られてたとか、滑り台、手刺さったとか、たまに聞いとったんですけど、今ちゃんとそれ言ってやっていただいていると思うんですけども、それやっていただいているのか。修繕費、どんなもんなのかお聞きしたいです。

そして3つ目が公園施設長寿命化対策支援事業で、この概要の45ページの下のほうの3番のところに載ってるんですけども、それこそ屋敷山公園の園路変更に伴う測量設計、これ何をされる、園路何たらと分かんない。僕はどっちか言ったら、その遊具とか今の噴水とかを新しくして、子どもらが遊べるようにやっていただきたいなと思ってるんですけども、これは何をされるのか。

この3つお願ひいたします。

**増田委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

杉本副委員長のご質問に答えさせていただきます。まず、葛城山麓公園、遊具の件でございます。この遊具の件につきましては補正予算において計上させていただいておる分なんですけども、進捗といたしましては、複合遊具の大、これにつきましては現在、3月7日に一般基礎入札させていただきまして、現在、契約手続を進めておる途中でございます。間もなく契約となりまして、7月下旬頃の完成を目指して工事を発注させていただきたいと思っております。あと、公園上部にございます子ども広場に設置させてもらっております複合遊具の小、あとローラー滑り台、あとターザンロープ、2連式のブランコがございますけども、これにつきましては夏休み明け頃から現場着手できるようにということで、予定としましては令和4年6月か7月頃ぐらいにかけまして工事発注を行いまして、令和4年12月頃の完成を目指しておるというところでございます。

2点目の屋敷山公園の遊具、これの長寿命化に係る部分ではございますけども、この部分

につきましては教育委員会の担当部局におきまして適切な管理がされておるといところら辺もございまして、長寿命化計画におけます更新時期、これにつきましては令和6年から令和7年頃を予定しておるといところでございます。

3点目の公園長寿命化の測量設計等委託料の内容でございますけども、これも同じく長寿命化計画に基づいて執行させていただくものでございますけども、委託範囲としましては、新庄第2健民運動場の南側に細長い駐車場があるんですけども、そこから川沿いからずっと中央公民館に向かうところの園路がございまして、ここがインターロッキングの舗装になつとるんですけども、多分、桜の根の隆起とかでかなりぼこぼこになつとると、一部陥没してるところもあるので、その辺を更新させてもらうための設計という形で計上させていただいております。

以上です。

**杉本副委員長** 遊具の修繕の状況については細かく分からないですか。

**増田委員長** どっち、山麓ですか。

**杉本副委員長** 屋敷山。

**増田委員長** 屋敷山は、もう一回、その適正であるという状況やというふうなご答弁でしたっけ。そこをもう一度お願いします、状況ね。

奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

日頃の維持管理、これにつきましては、教育委員会の中央公民館がやっただいておるといことございまして、うちの都市計画課としましては長寿命化計画に基づいて更新時期がまいったときに更新をさせていただくといことございまして。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 取りあえず1個目の葛城山麓公園の遊具なんですけど、工事時期、小はいいですわ、今聞いた限りでは。その大に7月下旬といことは、これ何か月かかるか分かんないですけども、子どもたちが結構遊ぶ時期。これ僕、前も言ったような気がするんですけど、真冬とか子どもたちが遊ぶときにやってあげてねと言ったんですけど、これは考慮に入れてどうしてもしゃあなくてこの4月下旬といことは、いつぐらいから工事されるんですかね。そこの配慮を考えていただきたかったんですけど、無理だったらしゃあないんですけども、屋敷山公園に関しては今の段階ではそれで納めておきます。

概要の次のページの、先ほど奥本委員のおっしゃった工事請負費の次のところ、尺土池ふれあい公園遊具設置工事とあるんですけども、尺土池ふれあい公園遊具設置工事、この遊具は何を入れられるんですかね。どんな何を入れられるんですかね。

取りあえず、この2点お願いします。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

尺土池ふれあい公園の遊具につきましては、去年度にバスケットゴールの遊具が1基潰れてまして、それを復旧するという工事でございます。

以上です。

**増田委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

葛城山麓公園の遊具の更新時期でございますけども、この分につきましては、当初は11月下旬頃に工事発注させていただいて年度内の完成を目指しておったわけですけども、発注時期のタイミングもあったんでしょけども、2例ほど入札が中止になりました。今回、1者でも契約可能やというところら辺で、一般競争入札に切り替えさせていただいた形でこのような工期になっております。

以上です。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 一番最初そない聞いてたから、僕、子どもら遊ぶときは時期ずれんのかなと思って、今改めて聞いたら、子どもらが健康的に遊ぶいい時期にこの工事で立入禁止と。新たに大きいのを造っていただくから致し方ないんですけど、最初そうおっしゃってたから僕、安心したんですけど、そこは残念です。

あと、屋敷山公園に関しては後々またどこかで質問させていただきますけども、やっぱり葛城山麓公園をやっていただいておりますよ。子どもらいっぱい増えてて、若い方々、いつも僕言いますが、葛城市に来られた方って、他市の公園と、他市におられた方が葛城市に来たら、葛城市の公園で……と言われることが多々あるんです。次は僕は屋敷山公園やと思っています。考えていただいていると思うんですけど、その辺、次からまた質問させていただきたいので、よろしくお願いいたします。

先ほどの尺土池ふれあい公園のバスケットゴールのやつというの、僕あそこたまに行くんですけど、あんまり使っておられるのを見たことないんですけど、これ質問できないので、あそこにバスケットゴールがなぜ必要なのか僕もあんまりよく分かってないんですけども、何か目的があんのかな。それは後でまた聞きます。

そこだけまた後で聞くことにして、以上としておきます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

**梨本委員** よろしくお願ひします。

大体、委員、聞きたいところを聞いてくださっていますので、私から2点だけ簡単に質問させていただきたいと思います。128ページ、市道新設改良事業の18節負担金補助及び交付金の集落環境整備事業補助金ですね。これ毎年、事業の制度に関しては説明していただいているんですけども、今年度改選もございましたので、この事業の内容と、それからこの減額の原因ですね。令和2年度から600万円、500万円、400万円というところで減額されてるんですけども、その減額の理由を教えてくださいませんか。それが1点目です。

2つ目は、先ほどの西川委員、杉本委員の関連になるんですけども、尺土駅前周辺整備事業の工事委託料のエレベーターの件なんです。このエレベーターに関しては、私、先ほどの説明で承知といいますか、十分理解いたしました。私がちょっと聞きたいのは、工事に当



たって通行がちょっと大丈夫かなということを心配してるんです。といいますのも、あそこは今、事業認定もしながら、いろんな努力をしていただきながら、あそこの道路、狭い部分を何とかしようというふうに努力していただいていると思うんですけども、そこに尺土駅直結のエレベーターを工事するとすると、通行される方がどういう動線を使ってされるのか。今でもあの狭い部分に関してはたまに危ないときがあるということで、住民から、何とかならないかなという声もいただいたりすることがあるんです。その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

以上、2点お願いします。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

まず、集落環境整備事業補助金についてです。制度についてですが、これについては大字における環境の改善を促進するため実施する集落環境整備について、大字が行う大字内の道路及び排水路整備等の事業について事業費の2分の1を補助するというものと、もう一つございまして、集落環境整備事業に係る工事材料補助金交付要綱に係るものでして、これは大字における環境改善を促進するために、それに要した材料費を全額負担しますよという2点の制度でございます。

これについての減額の理由についてですが、近年、実績が低うございまして、今年度、令和3年度については今のところ270万円ぐらいです。令和2年度につきましてはもう少し低かったというところがありまして、予算の額を400万円に落とさせていただいたというところなんです。

それと、エレベーターの工事に係り、歩行者の通行についてのご質問かと思えます。これにつきましては、具体的には今のところ詳細設計の中で安全対策とか通路とか仮設道は考えていく予定はしておるんですけど、基本的にはそういう仮設道なり表示なりとかで安全に通行できるように対策した中で進めるというところを考えております。

以上です。

**増田委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ありがとうございます。集落環境整備事業補助金、これは実績がちょっと少ないから、減額しても十分予算としては対応できますよということですね。

補足で、これ私、ある区長から、非常に使い勝手がよかったというか、助かってるということで喜んでいただいた話を耳にしたものですから、今現状、令和3年度やったらどれぐらいの実績というか、何件ぐらい工事があって、何件ぐらい材料費の支給があったのか、そこだけ細かくもう一回教えていただけますか。

尺土駅のエレベーターの動線の件に関しましては、これからしっかりとやっていただけるということで理解いたしました。今の現状でも、本当に自動車と自転車が交錯するとき非常に危険だという話をよく聞くんなんです。ですから、そこにまた歩行者があそこを通れなく、歩道は今、北側の歩道を通ってはりますけれども、それが駅に行く方が通れなくて、そっちの市道といいますか、そっちのほうを通るとすると余計に危なくなってしまう。そこにかつ

子どもたちも通学に使っておりますので、その辺、何か看板を設置するなり、車がスピードを出さないような何かその取組をしていただけたらなということだけ要望しておきます。先ほどの数だけお聞かせください。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

令和3年度の現在の実績についてですが、5か大字8件の申請があります。金額としましては270万3,304円となっております、この年度末に向けてまだ少し増えるというところでございます。

以上です。

**梨本委員** 材料費も両方ですか。

**安川建設課長** 両方合わせてです。

**増田委員長** よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

**柴田委員** お願いします。ページ数でいくと139ページで、1目住宅管理費の14節の工事請負費776万円なんですけど、この内容を。市営住宅はいろいろなどころにあると思うんですけども、どこの市営住宅でどういった工事をされるのかということをお聞きしたいです。これだけです。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしくをお願いします。

住宅の工事請負費についてです。776万円となっております。内訳につきましては、観音寺田団地の受水槽の改修工事、老朽化による改修工事でございます。これにつきましては、225万9,400円。家屋の解体2件、これはヤシキアトの市営住宅につきましては、550万円の工事請負費でございます。市営住宅につきましては、あと観音寺田団地、八川住宅、ヤシキアト団地、堂の久保団地の4か所がございます。

以上です。

**増田委員長** 柴田委員。

**柴田委員** ありがとうございます。じゃあ、工事中とかは住んでらっしゃる方にご迷惑がかかるようなことというのはないという理解でいいのでしょうか。ありがとうございます。

あと、この市営住宅に関しては、家賃の見直しとかというのは何年ごとにされるとか、そういうのはあるのでしょうか。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

家賃の見直しについては、公営住宅法に規定がありまして、毎年改正するというようになっております。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 1点だけお伺いします。138ページ、4目吸収源対策公園緑地事業費の都市計画課の14節

工事請負費5,200万円、しあわせの森公園の彩り植栽工事なんですけども、令和3年度の当初に比べて増えてるということ。これがもうあとどれくらい残ってるんでしょうかね。これで完了なんですかね。最後だからもうこんだけでいけると。それと含めて、完了であったとして、今後の植栽を維持していくところの費用というのはどれくらいを見込んでるんか。この2点をお伺いいたします。

**増田委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

しあわせの森公園の植栽の進捗状況につきましてご報告させていただきたいと思います。北側法面におきます全体植栽面積としまして大体2万平方メートルほどございますけども、そのうちの令和3年度分までの施工済みの面積としまして1万4,677平方メートルの進捗が終わっておりまして、約74%完了したというところでございます。令和4年度につきましては最終年度となりますので、残りの約5,210平方メートルございますので、その植栽部分につきまして工事を行うという形でございます。

あと、維持につきましては、その防草シートを敷いた植栽部分だけではないんですけども、公園管理費の中の緑化植栽等管理委託料におきまして計上させていただいておる状況でございまして、しあわせの森公園の中の費用としましては約580万円、この中で植栽の維持管理をしていきたいと考えております。

以上です。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。これは令和4年度最終年度で一応完了するということですね。分かりました。先ほどのあとの維持管理のところ580万円予定されてると。これは植栽の剪定費ですよ、たしか。草刈りとかはどうされる、それはまた別なんじゃないですか。それは幾らですかね。入ってるんですか。

**増田委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

剪定費用というのは特段入っていない状況でございまして、この部分につきましては、基本的に防草シートを敷いた彩り植栽をさせてもらった部分の除草のほうと、あと法面部分、草が生えてきますので、その部分の除草・集草作業の費用となっております。

以上です。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** もう3回目、質問できない……。私ちょっと勘違いしたのは、これ芝桜なんですかね。私、低木のツツジのことが最終かなと思ってたんですけど、これ質問できないですよ。誰かあと引き継いで……。

**増田委員長** ツツジから芝桜に替わったということですか。当初の計画はツツジというふうに計画されてた、5年前ね。それが芝桜に替わったんですよ。

奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

当初計画としましては、小段部分、この部分につきましてはツツジを植えさせてもらおうと。法面部分につきましては芝桜を植えて、その法面の強化を図るところも含めて事業を進めさせてもらっておったんですけども、小段部分のこのツツジ、この部分についてはどうしても土質が悪いのもあるんでしょうけども、なかなか根が付かない。あと、イノシシとかの被害があって倒されてしまうとか、そういう部分がありましたので、今年度、令和3年度施工分までについての小段部分につきましては、できる範囲についてはそのツツジを植えさせてもらってはおりますけども、来年度以降につきましてはもう法面部分については全て芝桜のほうで植栽させてもらいたいと考えております。

以上です。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。ツツジ、当初の計画が根が付かなかったと。これ、実はあれだけ高いお金を払ってコンサルタント入れて、これだったら大丈夫というやつを選定してもらったはずなのに、何でこういう結果になるんか。あのコンサルタント費用は一体何だったのかと思いますので、その辺りちょっと甘いんじゃないかという気はします。あとはほかの方にバトンタッチします。

**増田委員長** 今の枯れた原因分かりますかね。

奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

枯れた原因でございますけども、部分的に湧き水、湧水が非常に多いところがあったりとか、そういう部分がございます、その部分についてはどうしても根が付かないというところがございました。

以上でございます。

**増田委員長** 西川委員。

**西川委員** 質問する予定違ってたんですが、しあわせの森公園が今出たから、芝桜のことなんですけど、あそこに給水設備というのがないん違うのかなと思うんですよ。芝桜は、これさっきから枯れるとか言うてるんですけど、これの見頃とか、どれぐらいの期間が芝桜が咲いてんのかというのを教えてほしいのと、ほんで給水設備というか、そういうところに、いうたら上のしあわせの何でしたか、あの展望広場ね。あそこにも全然給水がないんですよ。やっぱりそんな、あそこで何かあずまやだけぼんと建てて、全然水道も何もない。芝桜はやる。何か順番おかしいかなというところもありますねやんか。だから、あそこに給水施設、花火のときにあその上に20トンぐらいのプール、消防から言われてやったんです。あれ、下からずっと汲み上げて、そこにダンプに農業用のタンク、全部そこから下から汲み上げて、あんなところに水道がないというのがあんまり考えにくいなというところで、その芝桜というのも要らんのかなというところ、また枯れるん違うのかなと、それを教えてほしいんです。

**増田委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

まず給水施設、芝桜等に水をやるためのものも含めてなんですけども、この部分につつま

しては補正予算のほうで計上させていただいておまして、来年度、ポンプ、受水槽を設けた中で定期的に計画的に散水できるような施設につきまして整備したいと考えております。

あと、展望広場のところに蛇口がないよというところのご指摘でございます。その部分につきましては、水道の配水池の高さの関係でどうしても自然圧で上がらないというところで、今現在、自然圧で上がるのが芝生広場があるんですけど、そこまでは自然圧で上がりますので、一応今のところ散水栓としては下の芝生広場はありますと。ただ今回、この給水設備を設置させていただきますので、その中でその展望広場について水が持ってこれるようであれば考えさせてもらえたらと思います。

あと、芝桜の見頃でございますけども、4月中旬から5月上旬、これが例年見頃かなと考えております。

以上です。

**増田委員長** 西川委員。

**西川委員** 芝桜については一応補正で上げてくれてはあって、そこに水の設備、水のやるやつはつけてくれてはるということで、それは分かりました。やっぱり展望広場にも、それは圧が少ないからということもどうか分かりますけど、もうちょっと管径を上げるとか、何かしらの手立てを立てて、あそこに水がなかったらやっぱりあかんの違うんかなと、あその展望広場。みんな行かはると思いますねやんか。これから芝桜整備して、市長の肝煎りでしょう。それを行って、あそこずっと道もきれいにしてくれはったんかな、あのずっと上がっていくところも、その上の展望広場に行くところも階段でこうやって行けると。それもやっぱり水ぐらいなかったらちょっとあかんの違うかなというところはあるので、それも検討してもらわんとあかんと思います。

あと、これは分かりました。見頃は4月中旬から5月、ちょっと短いですよ。何かまあ、いいです。もう何か、芝桜でこう葛城市とか、そんなダサイことはないですよ。何かそういうイメージが、芝桜のことはあんまり触れんところかなと思うんですけど、今出たので、それだけ要望したいですね、やっぱりその展望広場の水はね。これは同じように、この彩り植栽しはねやったら同じようにまた考えてもらえたらなと思います。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 私は、3点、公園関係についてお伺いします。まず1点目なんですけれども、これは全体の、これも先ほどのあれですけど、目ごとに幾つかの目があって、その中に事業が挙げられてるんですけども、例えば133ページのところからいきますが、事業のところですね。6款土木費の4項都市計画費の3目公園管理費ということで、葛城山麓公園管理運営事業と、これはっきりと葛城山麓公園と名前があります。その事業として管理されてると。それから、次へ行くと134ページですけど、都市公園管理事業となってるんですね。これはだからどこの公園かちょっとよく分かりません。それから、公園施設長寿命化というのは全ての公園のかなとは思いますが、その次の下にまた公園管理事業というのがあると。そうする

と、これがどこの公園か分からないんですよ。136ページに行きますと、屋敷山公園管理運営事業ということで、これ屋敷山公園の管理費だということが分かります。それからその下の137ページですが、新町公園管理運営事業ということで、これは新町公園だと分かるんですね。ということは、それから次、最後138ページのところは吸収源対策公園緑地事業ですから、これは吸収源対策の公園緑地だと。これどうなんかいなということで、私いつも混乱するんですが、例えば予算の見方として、葛城市は大規模公園が、今、名前出た山麓公園、屋敷山公園、新町公園、それ以外に二上山ふるさと公園、それから今出ていますしあわせの森公園、ところがこのしあわせの森公園と二上山ふるさと公園がどこに入るんか分からないので、私は葛城市の大規模公園がすごく維持管理、今後大変になるんかなと。財政上どれぐらいかかってんのかなというのが分からないんですよ。それから、地域の小規模の公園に対する維持管理がどれぐらいあるか。これが非常に見にくいので、よく分からないんです。少なくとも大きな公園の管理費がどこに入ってるか。先ほど言いました二上山ふるさと公園としあわせの森公園の管理費がどこに入ってるのか。これお示しいただきたいんです。今の時間の中で全てお聞きするのは難しいと思いますので、これが1つです。

それから2つ目ですけれども、132ページに戻りますけれども、6款土木費、4項都市計画費の1目都市計画総務費の中の132ページ、7節報償費です。駅前広場清掃報償費とあります。これはどこの駅前なのかということについてお伺いいたします。

それから、135ページになります。これも3目の公園管理費の中になりますけれども、135ページの委託料というところですが、ここに花壇等管理委託料というのが入ってます。上にも公園とあるんですが、これどこの公園か分からないんですが、取りあえず花壇等管理委託料、これがどこの花壇を指してるのか、これについてお伺いします。

**増田委員長** もう1個残ってるんやったら4つでも結構ですよ。最後もう1個残ってるようだったら4つで質問して……。

**谷原委員** いや、もうこの……。

**増田委員長** ほんで終わりですか。

**谷原委員** 3つで結構です。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしく申し上げます。

二上山ふるさと公園の管理費はどこにあるかというところでございます。これにつきましては、134ページの公園管理事業（建設課）とあります。その中に含んでおりまして、建設課の担当としてはその公園管理事業ということで、公園条例による公園とそれ以外の児童公園と二上山ふるさと公園を管理しているというところでございます。

それと、委託料の花壇等管理委託料につきましては、木戸池公園のフラワータワーの委託経費でございます。

以上です。

**増田委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

しあわせの森公園、この部分の維持管理費はどこに入ってるかというところでございますけれども、予算書の134ページの中の都市公園管理事業、この中の緑化植栽等管理委託料、これがしあわせの森公園の維持管理に係る部分でございます。

あと、駅前広場清掃報償費の場所でございますけれども、近鉄忍海駅前の部分とJR大和新庄駅前部分に関する報償費でございます。

以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。まず最初に、駅前広場のところなんですけど、これは近鉄新庄駅の前にも花壇があって、いつもきれいに植えてあるんですけども、ああいうのは地域の方の活動としてやってはるんですかね。忍海のほうは多分、寿慶会の方がいつもきちっと管理されて整備されてるんですけど、今、JR大和新庄駅というのがどこなのか、これまたそういうところあったかな。清掃だからきれいにしてはるだけのことかもわからないんですけど、要は地域の方が公園についてそういうお手伝いをされてるのかなというのがどの程度なのかなというのを知りたかったの、これは関係ないですか。関係ないみたいですね。どなたがやっておられるか分からない。ちょっと置いときます。分かりました。要は、先ほど聞いた木戸池公園の件もそうなんですけども、木戸池公園のところには愛好家の方か、何か木戸池公園をきれいにするバラ園とかいろいろあったり、何かそういうことを愛好家の方はやっておられたり、二上山ふるさと公園も何か花壇について地域の方がボランティアで活動してるみたいなことの看板もあったりするので、そんな費用がこんなところに入ってるのかなと思って伺いましたんですけども、市としてそういう地域のいろんな駅前の花壇とかそのほかの花壇について、市として何か予算を出されている、計上されてるんか分からなかったの、聞いたんですけど、そういうのがあれば教えてほしいんです。公園管理で地域の方々がボランティアでいろんなことをやっておられることに対して、例えば地域の寿慶会なり婦人会なりに委託したり、あるいはボランティア団体に委託して、そこに例えば種代とか肥料代とか出てるようなことがあるのか。それについて伺います。そこは2つ目ですけど。

それから、二上山ふるさと公園の公園管理事業ということなんですけれども、これが134ページのところに入っていると。公園管理事業ということで建設課のほうですかね。ここにも入ってるし、それから緑化植栽等管理については上の都市公園管理事業のほうに入ってるということで、幾つか事業がまたがってはいるんですけども、公園管理費ということで伺いたいんですけども、先ほど奥本委員が聞かれたこの公園管理事業の中で、二上山ふるさと公園の公園館についてですけども、これについては奥本委員と、今後の活用とかそういうことは考えておられるのかどうか、これをお聞きしたい……。

**増田委員長** 考えてないという答弁がありました。

**谷原委員** 全くもう考えてはないということだったんですね。

**増田委員長** はい。

**谷原委員** これはぜひ考えていただきたいなと思うんですけど、前、私も言ったんですけど、二上山は大変人がたくさん登られるし、それからちょうど加守のほうからこの道の駅、二上山ふるさと

公園のほうまで歩いて新在家のほうへ入って染野へ行って、石光寺もありますし、當麻のほうへ入る道、これ大変きれいなところですよ。大変美しいところでして、西の山の辺の道いうたら、もうそこは必ず入るだろうなと思うところなんです。かつ、山も、奥本委員が一般質問されたように、勝手道がたくさんできて、そこへたくさんの人が入ってくると。私はビクターズセンターが要ると思ってるんです。これだけ大勢の人が来てやられてると、ビクターズセンターが要ると思ってるので、やはりそういう意味からもあそこに立派な公園館がありながら閉鎖状態になってるんですよ。だから、これについては、地域の方々がそこへ公園の維持管理でボランティアもやっておられたらそういうところで休んでいただきたいし、何か活用方法を全くなしということだったので僕はびっくりしたんですけども、そこについては全く検討の余地がないのかなということも改めて伺いたいです。本当にいいロケーションなんですね、あそこはね。それちょっとお願いしたいんですが、この二上山ふるさと公園はそれはもうなしということやから、しゃあないんですけども、ベンチがない。これ、よくお母さん方、小さい子を遊ばせてあるんです、あの坂のところですね。ベンチに代わるようなところが一、二か所あるんです。そこは若いお母さんが座って子どもを見たりするんですけども、立ったら必ず荷物置いてもう占領です。そこが1個か2個ぐらいしかないんですよ。もう周りで子どもと遊んでる方、お母さんは立ったりされてるので、僕は公園というのはベンチがあつての公園だと思うんです。日本はなかなかその公園の文化がないので、庭園文化から歩いて庭園を回るというのはあるんだけど、公園でゆっくり回りの景色を楽しみながらお子さんを見ながら会話しながらという、これベンチについての考え方はないんですかね。どこの公園も少ないんです。ベンチへ座ってお母さんが子どもを温かく見守る、高齢者の方も来て座って、そこへ語らいがあるという、それが公園の文化だと思うので、これについて全くこういう計画がないのかということも含めて、いい公園を造りたいと思いますので、杉本委員は遊具ということをおっしゃるので、私は高齢者なのでベンチということで質問します。

それから最後の3番目のところですけども、防災公園に関わることなんです。この公園についてなんですけれども、各地域に吸収源対策公園緑地事業ということで、多分、今は大字ごとに公園を造っておられるんですね。防災公園という呼び方がいいのかどうか分からないんですけども、ここも非常に殺風景な公園なんですよ、広場があつて。防災公園いうふうな名前をつけてるところも何もないので、一体何でこれが防災なんやと、それは火事があつたら、そこへ密集地やったらそこへ逃げるというのはあるのかもわからないけど、いざ防災で公園だったら、建物もないし、雨露しのぐところもないし、座るところもあまりないと。今、吸収源対策で防災公園を大字ごとにあちこち造っておられるんです。これの目的が何なのか、どういう公園なのかということをお聞きします。

以上です。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

1点目の報償費の件なんですけども、都市計画課として支払いさせていただいてますのは近鉄忍海駅前の寿慶会の、その駅前ロータリーのところら辺の維持管理についての費用と



いう形で、うちのほうから支給させていただいています。

あと、J R 駅前なんですけども、J R ふれあいの会、北花内ふれあいの会というところら辺でJ R 地区の会なんですけども、あそこのJ R 駅前のロータリーでありますとか、駅前の西側に公園がございますけども、その維持管理をやっていただいているということで、各10万円支給をさせていただいているということでございます。

あと、ご意見いただきました近鉄新庄駅前につきましては市のほうで直営管理をしておりますので、該当しないというところでございます。

あと、防災公園の件なんですけども、今、吸収源対策公園緑地事業につきましては防災の公園ではないと。あくまでも緑化率80%以上の緑地を確保するための公園やというものでございますけども、造らせてもらってるところにつきましては単独費用にはなるんですけども、防災トイレに使えるようなものをつけさせていただいておりますので、結果としては災害時に対してはそのときのそれを使ってもらえることが可能やということでございます。

以上です。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課、安川です。

緑化に係る管理団体についての補助金というところでございます。建設課のほうでは、136ページの負担金補助及び交付金のところに公園等緑化管理活動補助金というところで60万円を組ませていただいております。これにつきましては、葛城市公園等緑化管理活動団体補助金交付要綱というところに基づきまして、登録のある6団体につきまして10万円を限度に支払っているということでございます。

以上です。

**増田委員長** 阿古市長。

**阿古市長** まず、二上山ふるさと公園の考え方でございます。ほかの一般質問やったか、どっかで答えたように思うんですけども、実は東京のほうの高尾山を商工観光課のほうに出張させて調べさせております。非常に二上山の価値といいますのはまだまだ高めることができるのではないかという思いの中で、エリアとして二上山を中心とした観光エリアを1つつくれるように、それともう一つは道の駅かつらぎ、県社会教育センター等、民間の会社の観光施設等も考えた中で、そのエリアとしての開発の仕方を考えております。それで最終的には、委員にお褒めいただきました西の山の辺の道、加守からずっと二上山ふるさと公園を通過して當麻通って竹内通って、それから兵家入って道の駅通って寺口通って、それからずっと笛吹まで入ると、そのようなルートを1つつ考えているところでございます。ですので、今のところで都市計画としては、おっしゃっていただいた管理棟の使用というのはあれなんですけど、商工観光課のほうに考えさせたいと思っております。ですので、もし管理の仕方も今、職員管理をしてるわけなんですけど、委託等ができるのかも含めて考えていきたいと思っております。まず、ちょっと時間はかかるんですけども、どのような環境づくりをすればいいのか。私はかなりの部分は環境としてはそろっているようには思ってるんですけども、東京出張から戻ってきた者の報告を聞きますと、いやまだまだ足りない。じゃあ何が足りないのかというこ

とを分析した中で、今考えているところでございます。

それと、ベンチの考え方がありましたね。ベンチ、1回整理させます。基本的には僕は芝生の上というのは要らないのかなと思ってたんですけども、そのベンチの在り方、それと公園にもいろいろありますので、土が見えてるような公園もありますから、でするのでそれはここですぐに答弁はできないんですけど、1回整理をしたいと思います。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。最後にまとめて1つだけ意見を言わせていただきます。結構、高齢者の方は、公園、もしよかったら、草花好きだから手伝うよという声をよく聞くんです。今聞きましたら、6団体ほどそういう形で公園の整備で補助金を得ながらやってはる方がいらっしやると。これはありがたいことなんです。私はできたら、やっぱり行政はもう物をつくるというのが大事だと思うんですが、地域のコミュニティをどうつくっていくかというのはすごく大事だと思ってるんです。だから、そういう方も非常に意欲的な方も多いので、公園のいろんな花壇とか管理で愛好家の方がやるというのが私はいいなと思ってるんです。その流れとして公園館、ああいう建物もありますし、利用できるかなど。とりわけ、僕は前にも私言いましたけれども、二上山ふるさと公園はちょうどあそこをつくるに当たって、私、當麻探鳥会というバードウォッチングのクラブがあつて有志でやってたんですが、町長のほうがあそこに公園を造るということで、鳥の寄る立木を残したいと、自然のままの立木をできるだけ生かして公園を造りたいと、全部木を倒すんじゃなくて。そういうふうなことで目印してほしいということで行ったことがあるんですね。私は新庄の人間でしたら、まあ當麻というのはすごい文化的なところだなと思いつつながら、一度あそこは大阪の探鳥会の人に言われて、探鳥会を當麻でやったときはすごい人が来たんですよ、びっくりするぐらいの人が。それは鳥を見るよりも景色に皆さん満足されて、本当にあそこは美しいところなので、私もここで生まれ育った人間じゃないんですけども、物すごくあそこは素晴らしいところやなといつも思うので、あの建物がビクターズセンターであり野外活動センターであり公園のボランティアの人が集う、そういうふうなコミュニティセンターみたいな役割を果たしてほしいなと願っておりますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

次は、7款消防費及び8款教育費の審査を行いますので、職員の入替えを行っていただきます。再開につきましては、55分再開でお願いをいたします。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後2時55分

**増田委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7款消防費、8款教育費の説明を求めます。

米田理事。

**米田総務部理事** 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、7款消防費、8款教育費についてご説明を申し上げます。事項別明細書の139ページをお願いいたします。

7款消防費、1項1目広域消防費でございます。広域消防組合事業で5億683万2,000円でございます。

140ページ、2目非常備消防費では3,320万8,000円で、消防団運営事業で3,237万5,000円でございます。

141ページに移っていただきまして、3目消防施設費では消防施設整備事業で407万2,000円でございます。

4目災害対策費では1,052万3,000円で、防災対策事業で574万3,000円。142ページの民間建築物耐震改修促進事業で440万円でございます。

143ページに移っていただきまして、8款教育費でございます。1項1目教育委員会費では教育委員会事業で148万8,000円、前年度同額でございます。

2目事務局費では4億4,814万3,000円で、人件費で特別職1人と職員12人、1億4,828万4,000円。146ページに移っていただきまして、学校情報化推進事業で4,706万6,000円。147ページの英語教育講師派遣委託事業で2,409万8,000円。学校給食特別会計繰出金で2億629万1,000円でございます。

下段の2項小学校費の1目学校管理費でございます。1億7,486万9,000円で、人件費で556万4,000円。それから148ページ、小学校運営事業で9,486万7,000円。149ページの小学校管理事業で6,347万2,000円でございます。

151ページをお願いいたします。2目教育振興費では4,750万7,000円、小学校教育振興事業で2,142万9,000円、それから小学校就学援助事業で2,488万4,000円でございます。

152ページに移っていただきまして、3項中学校費の1目学校管理費でございます。3億4,801万6,000円で、人件費で706万円、中学校運営事業で3,994万4,000円。153ページの下段、中学校管理事業で2億9,712万円でございます。

154ページの下段でございます。2目教育振興費では3,597万4,000円で、中学校教育振興事業で1,434万9,000円、また中学校就学援助事業で2,162万5,000円でございます。

155ページの下段をお願いいたします。4項1目幼稚園管理費では3億217万3,000円で、人件費で職員23人、1億2,837万6,000円。それから、156ページの幼稚園運営事業で6,501万8,000円。それから、157ページの幼稚園管理事業で1,741万5,000円。それから、158ページ、子ども子育て支援事業で9,136万4,000円でございます。

2目教育振興費では、幼稚園教育振興事業で221万1,000円でございます。

159ページ、5項1目社会教育総務費では3,781万4,000円で、人件費で職員3人、2,460万3,000円。社会教育総務事業で324万1,000円でございます。

161ページの中段をお願いいたします。2目人権教育推進費では、人権教育推進事業で320

万1,000円でございます。

3目の文化財保護費では、文化財保護事業で1,611万3,000円でございます。

162ページ、4目公民館費では6,263万2,000円で、人件費で職員2人、1,884万4,000円、公民館分館運営事業で2,153万5,000円。163ページの中央公民館運営事業で1,265万4,000円でございます。

164ページの下段、5目コミュニティセンター管理運営費では893万6,000円で、コミュニティセンター管理事業で873万6,000円でございます。

次に、165ページ、6目文化会館費では1億3,227万1,000円で、人件費で職員3人、2,608万円。166ページの當麻文化会館運営事業で1,111万2,000円。167ページの新庄文化会館管理事業で5,923万6,000円。それから、168ページの當麻文化会館管理事業で2,003万2,000円でございます。

169ページの下段、7目図書館費では5,968万3,000円で、人件費で職員4人、2,629万6,000円。170ページの図書館運営事業では2,842万9,000円でございます。

171ページの8目歴史博物館費では5,198万5,000円で、人件費で嘱託員1人、それから職員3人、2,031万5,000円。172ページの歴史博物館運営事業で1,259万1,000円。173ページの歴史博物館管理事業で1,907万9,000円でございます。

6項1目保健体育総務費では1,786万5,000円で、175ページのスポーツ振興助成金事業で919万9,000円でございます。

2目の体育施設費では3億3,769万3,000円で、人件費で職員4人、3,145万4,000円。それから、176ページの當麻スポーツセンター管理事業で4,076万6,000円。177ページに移っていただきまして、新庄スポーツセンター等管理事業で2億788万7,000円。178ページの体力づくりセンター管理事業で4,860万8,000円でございます。

以上で、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いましたが、まず7款消防費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願ひします。139ページ、7款消防費、1項消防費の1目広域消防費ということで、広域消防組合事業費が5億円余り入っておるわけでありまして。ここで土地借上料ということが13節で入っております。広域消防の考え方ですけれども、施設は全て広域消防のほうに移管したのではないかと私は思ってたんですが、なぜここへ土地借上料というのが発生してるのかということについてお伺ひいたします。

それから、2つ目ですけれども、広域消防の考え方ですけれども、私は施設が全部移管したということになったと思うので、これは葛城市として言えるかどうか分かりませんが、やはり消防署、移転して新しい消防署が欲しいという声をよく聞くんです、私ね。やっぱり防災の観点からしても、どこかにやっぱり消防署を新しくして持ってきてほしいという声を聞きます。これは緊急防災・減災事業債も延長されましたし、場所はまた一からになるかもわ

かりませんけれども、そういうことについてのお考えがあるのか。これはもう広域消防との関係でできないのかどうか、葛城市がそういうことができないのかどうか。この点について2点伺います。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの谷原委員ご質問のまず1点目の土地借上料でございますが、こちらのほうはまずどこの部分かというのは、葛城消防署の敷地でほとんどが旧町から市の土地なんですけど、一部、中戸土地改良区の敷地がございまして、その部分の借上料でございます。昨年度まで、令和2年度までは特別会計で自賄いとして負担金としてお支払いさせていただいておりました。今年度から、令和3年度から全体統合ということで、共通経費としてじゃなしに特別経費として同じく払ってたんですけども、市との直接契約、3者契約で今までさせていただいてたんですけども、1者契約ということの方向で、直接の土地借上料ということで、分担金と別にさせていただいたものでございます。

それと、2点目の新しい施設等の分については、こちらも令和3年度から全体統合になった中で、共通経費ということで、施設並びに車両等施設設備等ハード的な整備については、職員の人員とも一緒なんですけど、全体的な適正配置計画に基づいて順次計画的にやるということになっております。本市としての今のそういった計画は、施設的なものは特にないというところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 1点目、土地借上料が、先ほどおっしゃいましたように全体統合に伴ってハードの分も結局移管したということですけど、これが残ってるというご説明、今、るる説明していただいたんですけど、もう一度私もよく分かりませんので、また後でお聞きしますが、全体はハード部分も含めて消防組合のほうで見るということになってるけれども、一部、葛城市との契約でそういう今の葛城消防署敷地内に一部あるから、その分は市が払ってるということで、これも組合のほうで払ってもらうことにはならんのですかね。これももう一回、よく分からなかったんで、そこだけもう一回お聞きします。

それからあと、消防署の新設ということ、これはだから消防組合の本部のほうが決めていくことになるんでしょうけど、葛城市としての何らかアクションを起こせばそういうことが可能なかどうか。あのときも大分議論しました。高田南消防署が非常に老朽化してると。だから、消防組合になったらまず高田南やるだろうと。そしたら、もうこちらがどうなるかと、葛城消防署のほう支所扱いになるん違うとか、さんざんそういう話もあったわけで、葛城市にやっぱりしっかりした消防署が欲しいということで、要望すれば、あるいは働きかければ動くもんなのかどうか、ここら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本です。

まずその先ほどの会計の流れですけれども、もう一度説明させていただきますと、説明不

足で申し訳ございません。奈良県広域消防組合になった中で、当初から全体的な共通経費は一般会計でさせていただいた部分と、元の広域消防本部単位での特別会計と2本立てということで令和2年度まで運用して、順次、一般会計に統合化されてた中で、最終的に令和3年度から全体的な共通経費の一般会計1本となった中ですが、先ほど言いますその3者契約であった土地借上料も、今回の単独での契約での土地借上料も、共通経費、統合化になるまでも特別会計として自賄いで市の負担金でお支払いしてました。今年度も、共通の全体統合による共通経費ではなく特別経費ということで、この借上料プラス旧葛城消防署時代から採用された旧の職員の退職手当分とその特別会計の段階での公債費の返済分等を別の公債費として、その分は特別経費として今も払っているところで、今回、土地借上料だけ直接の別の科目での支払いということに流れが変わったということです。

そして、あとの消防署の施設等の配置、新しい施設等の建替え等については、やはり全体的なものでございまして、その適正配置計画ということでの対応になるかということで、個別の要望等についてはそれはまた広域との協議なのかなと思います。

以上です。

**増田委員長** 吉村部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

丁寧に説明をしようとして混乱したかと思います。具体的な流れを申し上げます。まず、土地借上料でございますけども、もともと市が土地改良区に借りていたと。それを消防署の敷地として活用していた。広域化になったときに、それも含めて広域のほうにお願いをしたんですが、その際に市と土地改良区の契約ではなくて3者契約ということになりました。ところが、中戸土地改良区のご意向もございまして、できれば直接市と契約をしたいというご意向がずっとございました。広域消防のほうで特別会計という会計をもって区分経理をしておったわけですが、全体統合ということから、その特別会計を廃止するという形になりました。その消防署の敷地を賃借している消防署が県内で2か所程度しかないということもございまして、その2か所については市のほうで直接契約をしてくださいというふうな流れで、今回、土地借上料を市の予算で計上したという流れになってございます。

あと、新しい消防署の件でございますけども、何分、広域消防でその適正配置の計画ができておりますので、それに沿った形で進めるのが一番全体的なことを考えると適正かなというふうには思うんですが、何分、葛城署が古いということで、消防署の移転ということで数年前に動きをさせていただいて、結果的にはかないませんでしたけれども、その思いは今でも市長もお持ちでございます。ですので、チャンスがあればということで、まだその思いは消えていないということで、用地の確保も必要でございますので、そういったことの適地があれば取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。この土地の借り上げの契約については、ちょっと不正常的な気がいたしますね。今後どういうことになるのか分かりませんが、全て移管してるのに、ここだけ契約が市に残っているということが今後どういうことになるのか、またちょっと注意

したいと思いますが、分かりました。

あと、消防署の件についてもよく分かりました。これだけ負担金払ってるわけですから、やっぱり葛城市の要望もぜひかなえていただけたらと思います。もう施設が葛城市はそもそも県の施設ありませんし、これで消防署もなくなると何もない葛城市と、本当にじくじたる思いもありますので、ぜひ前向きによろしくお願いします。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** 今の谷原委員のところなんですけども、今回、一般会計のほうで、こっちのほうで上がってきた借上料なんですけど、これについてはもともと西葛城消防署という時代のときから中戸はずっと協力してきてますので、やっぱりその辺は、それが広域になろうがあれになろうが、それについてはやっぱりうるさいんですよ、あそこ。音、ずっと出ていきますから。そやから、中戸はきっちり協力してるというところで、それはやっぱりもともとずっと市と、葛城市が持ってた消防ですので、あそこずっと協力してるので、これは今こういうふうに見えてきましたけど、そのやり方がどうかまたそれはどうか分かりませんが、これを言うたら中戸としては協力してるということはきっちりこここの場でお話をさせていただきたいというところなんです。これは今こういうふうに見えてきたからおっしゃるかもしれませんが、そういうことです。この借上料についてはやっぱりお話をさせていただきたいなというところでございました。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 142ページ、4目災害対策費のところを確認だけさせていただきたいと思います。12節委託料、J-ALERTシステム改修委託料、これ確認なんですけども、そもそもJ-ALERTは国のシステムなんですけども、ここに改修委託料と載ってきてるのは、私が思うに葛城市の行政防災無線のところに乗せるためのその辺の変換の何かシステム改修ということの認識でよろしいんですかというのが1点。

その次、18節負担金補助及び交付金のところで、県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金なんですけども、これは県内の参加自治体というのは等分されてるものなんでしょうか。

この2点お願いします。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本でございます。どうぞよろしくお願いします。

奥本委員の1点目のJ-ALERT改修委託料ですが、こちらは大きな地震で生じる揺れが1往復するのにかかる周期が長い大きな揺れのことを長周期地震動と言い、大きなビルや地震が発生した場所から大きく離れたところから大きく長く揺れることから、気象庁では令和4年後半から長周期地震動を4段階による階級づけを行い、気象庁が発表する緊急地震速報の発表基準に合わせて長周期地震階級度を変えられるため、それに合わせた改修を本市の

J－A L E R Tシステムを今後改修する必要がございます、今現在は震度5弱以上の震度が市内で観測されますと生活安全課内のJ－A L E R Tが作動し、防災行政無線と自動連携し、個別受信機等で緊急地震速報等をお知らせしてるところでございます、それに伴うソフト改修ということになっております。

2点目が防災ヘリの負担金でございますが、こちらは全39市町村で、若干、12市と町村との負担割合は違うんですけども、それぞれの基準財政需要額割だったりとか、人口割等、そういった基準に基づいて按分計算での負担をしてるところでございます。

以上です。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 1点目のJ－A L E R Tのやつは、気象庁のJ－A L E R Tの地震アラートに対応させるために個別受信機に対応させると、さっき私が言った確認の内容でよろしいということですよ。要は国のシステム改修があって、それを本市の個別受信機というか、防災行政無線に乗せるためのシステム改修という認識でよかったということですね。ありがとうございます。

防災ヘリの負担金ですけども、これ何で聞いたかというたら、この間の一般質問で、私、山の山岳救助案件で、思いのほか防災ヘリの出動が多いということ消防のほうで聞いてちょっと驚いたんですけども、平地の自治体に比べて葛城市は特殊なんです。吉野とか山岳部の山間が多いところの防災ヘリの救助案件は多いのは分かるんですけども、葛城市は案内が多いんです、御所市もそうですけども。そこでその応分の負担料の上乗せがあるのかなと思ったら、今聞いてるとそうじゃなくて、市の基準財政需要額割とかその辺のほうの勘案でいっているということで、逆に言うと、これ広域になって助かってる部分かなと私思うんです。違うんですかね、その辺は。消防署でも聞いたら、防災ヘリの搭乗要員が、この葛城市2名配備していただいているということもあって、かなりこの辺優遇されるのかなという認識があって、逆にこの辺はよかったかなというふうなところの感想、そこを確認したかったんですが、違うんですかね、そこは。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

防災ヘリの負担金については、広域消防での負担でなしに奈良県全体としての負担でございます、広域消防になる前から防災ヘリは配備されてますので、その段階からの負担金となっております。

以上でございます。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** もう質問できひんけど、要はあれですよ。広域に入っていない、参加していないところも防災ヘリは使っちゃるので、その共通の負担金ということですよ。でも、やはり市内でのピックアップ件数多いのかなと、私、調べてないですけど、そんな気がしたんです、この間。だから、そういう意味では、やはりこの辺の負担金は広域、県全体での負担と考えても、葛城市のほうのその辺の利用の頻度から見ると、これはこういう言い方はおかしいけど、



お得かなという気はしたんです。それだけちょっと言うときます。

**増田委員長** ほかにありませんか。

松林委員。

**松林委員** 私は、142ページの7款消防費の一番右端で言いますと、説明18節の感震ブレーカー設置補助金、これは費目で言いますと、概要説明の47ページになるんですけど、ここに載っております。感震ブレーカー、地震感知したときに通電を切るという感震ブレーカーですけども、これ一体何世帯ぐらいの人が設置しているのかということ、また何世帯分の予算を見ておられるのかなということをお聞きします。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの松林委員のご質問ですが、今年度の実績では、もともと分電盤内蔵型、後付型、簡易型、3種類の補助対象機器がございますが、今回は分電盤の内蔵型として、今現在12件の補助をしているところです。予算として、分電盤の内蔵型で20件、分電盤の後付型で5件、簡易型5件の計30件分を見てるところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** 計30件、予算的には見ているという、分電盤内蔵型等を含めてということなんですけれども、最近、新しくいろんな開発もされて新しい住宅も見られるんですけども、この住宅を購入したときに既にこういう感震ブレーカーを設置されているようなお宅というのは、申請すればここはまたこの補助金をいただけるのかどうかという、最初から付いてる場合もあります。それちょっとお聞きします。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本でございます。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの新築の住宅の対応でつけられた分も補助対象としております。その件に関しましては、令和2年度ぐらいで感震ブレーカーの補助をやっております本市と広陵町、三宅町の2町1市とハウスメーカー並びにそういった建築家協会と協定を結ばせていただいた中で、そのハウスメーカーからもそういったことの周知は、PRはしていただいているところがございます。

以上でございます。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** ということは、その家を購入された方は、購入された後に申請されるのかなとは思いますが、いずれにしても防災・減災上、大事な機器であります。さらなる周知徹底、ホームページ等でも周知はされておるんですけども、さらなる推進をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** よろしくお願いいたします。142ページ消防費の4目の10節の消耗品費、この概要のほうで言うと47ページになって、下の防災対策事業の(2)の災害時備蓄品等購入となっているんですけども、これは全然買っていただいてももちろんいいんですけども、これはどういう意味合いで何を買わはるんですかね。足らなくなったから買うのか、古くなったりするかから交換しやなあかんのか。前も言ったと思うんですけども、災害の規模にもよると思うんですけど、これ何人の対象の備蓄品なのかというところをお聞きしたいんです。

取りあえず1個それで、2つ目は今、松林委員がおっしゃった感震ブレーカーの話。昨日の柴田委員のアシストのやつとかも、今、課長はハウスメーカーとおっしゃったんですけども、僕、昨日も思ったんですけども、それ車屋全員知ってんのかと思うんですよ、葛城市内の、昨日のお話やったらね。ほんで、今のお話やったら、葛城市に家を建ててはる業者全員知ってんのか、それが一番早いんじゃないかと僕は思ったんです。だから、ハウスメーカーって何の話か分かんないんですよ。ハウスメーカーとはどういうところですよ。ここをお聞きできますか。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本でございます。

まず、杉本副委員長の1点目のご質問ですけども、その備蓄食料につきましては、5年保存のもので毎年2,400食を基本として、5年分で1万2,000食をキープするようにさせてもらっている。若干そのときの状態によって増減はしますけども、一応それを目指してさせていただいてるところでございます。

それで、2点目のそのハウスメーカーですけど、協定でさせていただいたところは1ハウスメーカーだけでございますが、ほかにも改めて協会のほうから働きかけて、そういったほかのメーカーもというお話はさせていただいて、改めてそういう協定、協議等はしておりませんが、今ご意見いただいている中で、市内で建てておられるハウスメーカーは、市内の場合は不動産会社とかミニ開発等のほうが多いですので、大きな住宅会社はそう多くはないので、先ほど言ってるハウスメーカーは開発でも何か所かやられてて、それで続いて申請は出るところで、ほかの分についてもその周知等については検討していきたいと思っております。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** ありがとうございます。1つは古くなったやつはどうされてんのかというのが1つ。

もう捨てはるんですかね。それが1つと、あと前回、僕聞かせてもらったんですけど、倉庫に災害時の発電機置いてあって、どんな規模の災害を想定されてるのか分かんないですけども、大規模災害が来たときにガソリンがないという状態やったと思うんですよ。何だそりゃという話をしたと思うんですけども、その後、今どうなっているんですか。発電機動かすのにガソリンが要るわけじゃないですか。思いっきり災害が来たときに、あそこにガソリンスタンドありますねんという答弁やったと思いますけども、それすら動いてない状況で役に立つのが発電機なんじゃないのと言って、多分、前、課長、考えますと言ってもらったんですけども、今これどうなってるのかお聞きしたい。この2つと、感震ブレーカーに関してもそうやし、せつかくあるんだからということを考えれば、僕が担当やったら、絶対その業者1

件1件回って、こんなんありますんでというふうにアピールしていくと思うんです。分かりますか。昨日のブレーキアシストの話もそうですけども、車屋にこんなん、車買うときにこれつけたらこんな補助金ありますよというふうな話を、僕やったらすると思うので聞いているだけなので、できひんやったらできひんでいいですけども、僕やったらやろうと思うんですけども、それ真剣に考えていただきたいんですけども、どういうお考えですかね。もうちょっとほんまに、どうせやるんやったらと僕いつも言うてるとおりやと思うんですけど、どうですか。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

まず備蓄品の保存年限、切れるものについてですけど、切れる前に、ここ一、二年は開催機会が減っておりますけども、市の防災訓練であったりとか、各地域でされる訓練で防災士会とともに支援に伺うときもあるんですけど、そういったときに配布するような計画を、こういうものがあるということをしてPRを兼ねて配布をしているという活用をしております。今年度につきましては、タイミング的にちょうど5年前が、平成28年度で熊本地震で大きく備蓄提供したおかげで切れるタイミングのものが多かったので、小・中学生にこういうものがあるということで配布をさせていただいた経緯もございます。

それと、感震ブレーカーのPRのほうについてですけども、先ほどご意見いただいておりますので、その声かける分については開発業者と事前協議等で、うちの関係のほうでも消火栓とかいろいろ街灯等でも来られますし、隣が都市計画課のほうで来られるのが確実でございますので、その辺りでまず心がけたいということと、その他の大きなハウスメーカー、それはまた調べて可能な限り進めたいと思います。先ほどいただいたご意見は貴重なご意見と考えております。

前後しましたけども、発電機の燃料、ガソリン、軽油等ございますねけど、その後、協定という方向でまだそこまでは至ってないんですけども、市内のスタンド等にも聞かせていただいたんですけども、まずスタンドのところでなかなか昨今、その配達というのはされてないので、配達用の車両がないというのは伺っています。あるスタンドであれば、その系列で御所市にあるところから配達できるということもございますので、まだ協定には至ってないんですが、そういうところとかで協定とか大きなものでということで、今、順次協議を進めているところで、正式にはまだ整ってはいないんですけど、順次その辺で用意できるような手配を進めてるところです。

以上です。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 今はガソリンがない状態ということですか。どっちですかね、それだけでも。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 答弁漏れで申し訳ありません。現状、以前にもお話しさせていただいたんですけど、備蓄は1か所20リットルということで、大きくするにはそれなりの施設の整備であったりとかそれなりの管理等もあって、なかなか市のほうで大きくタンクで備蓄というのは難し

いということもありまして、訓練の際とか定期的なときには随時購入で訓練等は考えておりますけども、災害時はそういうことでの取り寄せ等での考えを今、順次進めてるところでございます。

以上です。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** その危険物関係もあるから、大きく持たれへんのは僕分かってて、前に発電機1台の考え方を覚えてやったほうがいいんじゃないのという話したじゃないですか。覚えてはると思うんですけども、今、天然ガスで安全に長期間ガスを保持できる発電機なんかあるんです。災害時はほんまに電力って困ると思うんですよ。例えばラジオであったり、スマホの充電であったりと。そこの考え方を、昨年言ったと思うんです。考えていただいていると思うんですけど、それ考えておられてないということで、再度もう一回調べてください。他市でも入れているところあるんです。やっぱりガソリン危険やし、今、自分で入れて持って帰れないじゃないですか。という不便さもあるので、そういうふうに天然ガスとかの発電機に替えてるところもありますので調べといてください。

感震ブレーカー、それはもうほんま前向きに、どうせやるんやったらと思うんですよ。言い方悪いですけど、市内建てはる有名どころは20社も30社もないわけじゃないですか、今のところ。そこをめぐって、取りあえずこれを入れて、何のためにやるかといったら、地震が起こったときに電気切れて火事にならへんようにと、むちゃくちゃええもんを助成しますということでしょう。知らん人もいますよ、僕の知り合いで家を買った人で話したら、何やそれって。そこを工夫で少しでも増やせれる、アイデア一つでほんまにこれで変わるので、引き続きお願いしておきます。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** 1点だけなんですけど、4目災害対策費、143ページ、これ概要で言うたら48ページなんですけど、18節の建築物耐震改修促進事業補助金、令和3年度は600万円で、新年度で言うたら300万円に減額をされております。まず聞きたいのが、例えばこれブロック塀ですよ。ブロック塀で市内にそれぐらいの危険な箇所が大方なくなってきたんか、で下げられてんのか、あんまりこの補助金の利用が少なかったから下げられてんのか、その辺を教えてください、これはどういうブロック塀に補助が出るんか。例えば、市道に面してるとか、道路に面してるとか、要は民民のところのブロック塀とかやったらあかんのか、その辺基準を教えてください。2点。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの西川委員のご質問の、まずブロック塀の予算が300万円になったということで、まず実績の経緯で言いますと、令和元年度から開始した補助事業でございます、当時は6件、昨年度の令和2年度で21件、令和3年度、今年度で8件でございます、昨年度は多か

ったですが、若干今年度は下がってるということもございます。それでなくなってきたというのは事実だと思います。増えることは昨今、建築等でも考えられてるので、要は建築基準法の不適格のブロック塀ということで、80センチメートル以上のブロックで道路沿い、水路挟んでも越えるような、倒壊すれば水路を越えて道路にまで出るようなものを対象とした中でさせていただいているものでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 西川委員。

**西川委員** 80センチメートルですか。1.2メートルじゃなくて、80センチメートル以上、高さね。令和2年度は21件で8件に減ってるということは、それだけ周知されて、ほんでその危険なブロック塀がなくなってきたから下げられたということやと、この数字見ても分かりますけど、これがまだまだ僕の見え方、やっぱり道路沿いでもあるんですよ。中入らんと、控え壁があるかないかというのは分からへんのです。ただ、でも外で道路歩いてても、これぐらいの高さやったら恐らく倒壊しそうな感じがあるなというのは見受けられるんです。ただ、それが敷地の中に入るわけにいかへんから、基準どおり控え壁があるかどうかというのは分からへんのですよ。でも、そうやって民間の人が、家を持ってはる、ブロック塀やからちょっと昔の家が多いんですよ、やっぱり。そういうところにちゃんと周知、さっきも杉本副委員長が言った周知できてんのかどうかというところ、こういう補助金がね。啓発せんと、これほんまにまた地震来たら、結構危ない。前でもこれ何でなってきたかいうたら、子どもが登校してきたときにそれが倒れて、その下敷きになって亡くなったという事例があって、これ一気にぱっと厳しく、県からも通達来て厳しくなってるんやと思うんですけど、これを減らしていくというのが、今年度は8件やったからということが周知できてんのか。ほんまは僕、たまたまなんかなというところもあるんですよ、減ってんのがね。だから、この辺、減らされてるというより、もっと啓発をして、市道に面してるとか道路に面してるといところのお宅にあるところやったら、ちょっと気いついたら、これ大丈夫ですかというようなところ、どこまで言えるか分からへんけど、そういうところは啓発してもらわんとちょっと危ないことなので、その辺はお願いをしておきたいなというところですよ。これ300万円減らされてるということなので、僕としたらほんまやったらもうちょっと葛城市のブロック塀を全部基準どおり行けるようなことになっていくほうがええかなと思って予算取りしてもらほうがええかなと思うんですけど、取りあえず啓発はきっちりしていただきたいなというところでございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、私もその感震ブレーカーの普及、それから今のブロック塀のそういう独自のサービス、いろんなものがあると思うんです。竹本課長の範囲を超えて、各課に新しく住民として入ってこられた人に対するサービス一覧表みたいなもの、リーフレットみたいなものを、住民向けとそれから開発業者向けに作られたらどうかなという感じがするので、これ単独で課だけでできない問題なので、横断的な庁舎内でのお話なので、ご検討い

ただけたらというふうに思います。よろしくお願ひします。

ないようですので、7款消防費の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えをお願ひいたします。

次に、8款教育費に対する質疑に入ります。しばらくお待ちください。

(職員入替え)

**増田委員長** 質疑はありませんか。

松林委員。

**松林委員** 私は、145ページ、8款、節で言いますと一番右端の学校教育事務事業、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬としまして、協議会委員報酬2人、いじめ問題対策委員会委員報酬4人分、これ3万2,000円になつとると思うんですけども、概要で見ますと、多分、48ページですね。これで報酬等となつてますので、7万8,000円になつとって、この差額、「等」いうんが、この分の差額6万4,000円と7万8,000円のこの差額。そして、この委員のメンバー2人と4人、合計合わせて6人です。メンバーはどのような方が参加されるのかということ。そして、いじめ問題対策連絡協議会が開催されると思うんですけども、どのくらいの頻度で開催されるのかということ。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

**増田委員長** 1点ですか。1つだけ。

**松林委員** いやいや、1点だけです。僕、ここでは。

**増田委員長** 1点でよろしいか。

**松林委員** このことはメンバー、報酬の差額ですね。6万4,000円が7万8,000円になつてるといふ概要の部分。

**増田委員長** ああ、その中で3つということですね。分かりました。

勝眞課長。

**勝眞学校教育課長** 学校教育課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの質問でございます。いじめ問題対策連絡協議会委員報酬といじめ問題対策委員会委員報酬、こちらで6万4,000円でございます。概要のほうとの差額でございますけれども、まず1点目です。差額のほうでございますけれども、いじめ問題対策委員会の委員に対しまして、費用弁償という形で交通費というのを見させていただいております。146ページの上から2つ目、費用弁償1万4,000円とございますけれども、この分を加算させていただいてるということでございます。

そして、2点目でございます。いじめ問題対策連絡協議会委員のまずメンバーでございますけれども、委員は10名以内ということで、10名の委員をお願ひする予定をいたしております。その中で、2名につきまして市の医師会の代表の方、そして市のPTAの代表の方ということで入っていただきますので、この2名の方に対しまして1回8,000円という形で報酬を予定しております。それと、もう一つの対策委員会のほうのメンバーでございます。こちら5名以内ということで、このうちの4名の方に対しまして報酬のほうを計上しております。弁護士の方が2名と、あと学識経験者ということで、県内の大学のほうで教育学ですと

か心理学のほうを専攻されている方をお願いしようと考えておりますので、その方に対して1回8,000円という形で4名の方にお支払いする予定をしております。開催の頻度ということでございます。今回、条例のほうを上げさせていただきまして、来年度新たにこういう形でスタートさせていただくわけですが、協議会のほうは年2回ということで今回は上げさせていただきました。そして対策委員会のほうは今回、年に1回という形で上げさせていただきます。

以上でございます。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** 7万8,000円、この内訳は1万4,000円の交通費が入ってるということ。メンバーについては医師会の人、それからPTA、弁護士2人に学識経験者が2人ということで、こういうふうなメンバーで開催の頻度はもうちょっと多いのかなと、月に1回ぐらいされるのかなという感じでおったんですが、結構、年2回というそのぐらいの頻度でされるということで、こういう協議会、こういうようなものができて、本当にいじめ問題に対してこの連絡協議会ができることで以前とどのような効果が期待できるのかという、効果が上がるのかということですね。それと、もう一つ、学校で発生する様々な問題について、子どもの利益を念頭において法律の見地から学校に助言をする弁護士、スクールロイヤーという制度があるんですけども、こういうスクールロイヤーの導入ということではないですよ、この頻度からしてもメンバーからしてもスクールロイヤーの制度ではないなと思うんですけども、これどのような効果が得られるのか、以前と比べまして、こういう協議会を設けることでどのように変わるのか、期待できるのかということをお聞かせください。

**増田委員長** 勝真課長。

**勝真学校教育課長** 学校教育課の勝真でございます。

効果というところでございます。今回、これ条例上げさせていただいてるんですけども、これまでこういう組織というのは葛城市のほうにはございませんでしたので、このいじめ問題対策連絡協議会のほうでは、参考にメンバーを申し上げますけれども、入っていただく委員といたしましては、先ほどの医師会の代表の方、市のPTAの代表の方に加えまして、県の高田こども家庭相談センターの方、また県の教育研究所の教育指導主事の方及びスクールソーシャルワーカーの方、そして高田警察署、法務局葛城支局の職員の方、そして市のほうからは校長会の代表の先生と副市長及び教育長という形で、協議会のほうはこんなメンバーでさせていただく予定をしております。専門的ないろいろご意見というのをいただける場というのを、この協議会のほうではぜひつくりたいというふうに考えております。この条例のときにも申し上げましたけれども、これまでと学校生活を送る上で、例えばスマホを持つ生徒が市内のほうでは9割以上の生徒が持っているというような状況もございますので、そのようなことに対応できるようにということで、あらかじめそのいじめの予防という観点もございまして、そういったところから日頃からどんな対策を行うかというところでご意見をいただきたいということから、この協議会のほうを設置ということで考えております。

また、対策委員会のほうでは重大事態というようなことが起こった場合には、専門の弁護

士の先生とかが入っていただきまして調査をしていただくというような形で進めさせていた  
だきますので、こういう組織を持つことで、これまでよりもより一層そういう体制的なと  
ころを整えてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** 非常に市としましても、このいじめ問題に対しまして力を入れられておるなという感じは  
するんですけども、本当に実効性の上がる、問題が起こってからこういう協議会を開く  
のではなしに、常日頃からいろんな、やはりもう時代も複雑化してきてます。いじめの問題も  
本当に様々な、誰がいじめとるんか分からんような、もう本当にややこしい時代になってま  
す。だからこそ、こういう時代だからこそ、やっぱり法的な知識も借りながら解決してい  
かんとかんような時代かなと思うんです。ここでスクールロイヤーという学校弁護士ですね。  
こういうのも文部科学省のほうも2020年度から全国に配置するようという形で進めても  
おりますので、ぜひともスクールロイヤー、僕、これももしかしたらスクールロイヤー制度を  
導入されたのかなと思うんですけど、そうでもなさそうで、常日頃からやっぱり弁護士の  
法的な助言、様々な問題、いじめもまたあるし、いろんな家庭の貧困の問題等々いろいろ  
あるんですけど、そういうようなところでスクールロイヤー制度を導入されることを強く  
要望いたします。いろいろ調べとったんですけども、スクールロイヤー制度にはいろいろ  
3点ほど利点がありまして、学校での法的な相談、学校がいろんな法律家のアドバイスを  
受けながら、本当にいじめ対策を進めておるんかどうかい、そういう部分ですね。教員  
の研修、そしてまた法令に基づく対応、学校の進める対応がいじめ防止対策推進法  
のような法令に沿ってちゃんとやってるんかどうかい、そういうチェックですな。それ  
とまた、一番最後の3点目が、特に私が印象に残ったところがいじめ予防教育とい  
うことで、スクールロイヤーが直接教壇に立つことはないんですけども、授業のモ  
デル作成、実践的な教材開発に関与ということで、具体的にはどうい  
うことかと言いますと、いじめが刑事罰の対象となり得ることがある、そ  
してまた損害賠償責任が発生することがあるという、そういうような授業を常日  
頃からいじめの防止策として生徒、児童に教育をしていくという、そういうい  
じめ予防教育のことにも関与できるということで、強く強くここでスクールロイ  
ヤー制度の導入を要望いたしまして、私、終わらせていただきます。何かご意見  
ありますか。

**増田委員長** 意見ないね。所見もないですね。

ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** もう1点だけ簡単に、今、松林委員のやつで、いじめ防止、概要の48  
ページなんですけど、いじめ防止等のための対策と書いてあるんですけど、この「  
等」というのは、いじめだけじゃなくて、例えば今言うてるヤングケアラーの  
話であるとか問題になってますやんか。あと不登校とか、あとネグレクトとか  
いろいろあると思うんですけど、その学校でのいじめだけじゃなくて、その  
辺についても協議をされていくような協議会かなというところだけ教えて  
ほしいんです。



増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 このいじめ問題対策連絡協議会ですとかというのは、やはりそのいじめに特化してということをございまして、そこにはやはり不登校という問題も関わってくるかと思えますので、そういうところも問題点として挙げながら協議をさせていただくということで予定をしております。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 何が原因でいじめになるかというのは、それはもちろん分からへんのですが、やっぱりそういう問題が、多分家庭内の問題も踏み込んでこういうところで協議をしてもらって対策を講じていくとかいう、そんだけの要素は有識者集まってるんやさかい、だからそういうところでも今挙げたようなことを協議してもらったほうがええん違うかなというところは意見でちょっと言うときます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 よろしくお願ひします。まず私のほうから、146ページ、2目事務局費の学校情報化推進事業の中の17節備品購入費、教材備品購入費ですね。概要によりますと、48ページの遠隔授業及びハイブリッド教育の充実等オンライン学習を本格化させるため、教員用タブレット端末等を購入するということなんですけど、このハイブリッド教育というのは私よく分かりません。イメージは分かるんですけども、言葉の定義がないんですよ。文脈によって、そのハイブリッド教育という説明が結構いろんなところで見受けられるんですが、この場合のハイブリッド教育は具体的にどういうことを想定されてるのかということ。それと、教員用タブレット端末ということなんですけども、具体的には何台で学校別にはどういう状況で配備予定になってるのかということをお伺ひします。これがまず1点目。

2点目なんですけども、150ページ、2項小学校費の1目学校管理費、この中の通級指導教室事業全般についてお伺ひいたします。この通級指導、新たに導入していただいているんですけども、対象となる方、人数とか内容はどういう形で想定されてるのか。それと、以前、ことばの教室ということで隣の香芝市に委託事業がありましたけども、こういう同様の形で、この葛城市の通級指導をほかの周辺自治体が使いたいという場合は、出てきた場合はどうするのかというのが2点目ですね。2点目がこれです。

3点目、151ページ、2目教育振興費の中の小学校教育振興事業（学校教育課）の12節委託料、プログラミング授業委託料なんですけども、これ減額になっております。減額になった理由と、どういう形の内容で進められるかということ併せて教えてください。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。

1点目のハイブリッド教育でございます。こちらのほうでこの言葉を使わせていただいておりますのは、その定義といいますかそういうのは、委員おっしゃっていただきましたとお

りそういうのはなかなかないかなと思うんですけども、そのオンライン教育と対面式の教育をそれぞれミックスさせまして、より効果的で安定した教育形態というものをつくっていかうかということで、緊急時だけではなくて、平時からそのICTを積極的に活用するであったり、その従来の対面式の教育というのを超えましてより高度なとか、深くそういう教育内容というのを、児童や生徒にそういう興味や関心に応じて学べる環境というのを実現していきたいなということから、こういうコロナの時代でもございますので、そういう新しい教育の仕組みや在り方というのをつくっていききたいなということから、そういう教育を進めたいということで、そういう言葉を使わせていただいているということもございます。

その中での先生方へのタブレットの購入の台数ということでございますけれども、令和2年度に児童・生徒と各普通教室に大体2台分ぐらいのタブレット端末というのを購入いたしました。授業を行っていただく先生には、今、使っていただける状況ではありますけれども、今回、公立学校の情報機器整備費補助金というのがございましたので、そちらのほうでは普通教室を超える先生方の人数に対しまして補助が出るということで、今回購入させていただきますのは、先生方、補助の対象外の先生方というのが222名おられます。普通教室というのは113教室ございます。差引きいたしまして109台、こちらを購入させていただく予定で、iPadを65台、そしてChromebookを44台購入するというので予定をいたしております。

2点目の通級指導教室でございますけれども、令和3年度の2学期から本格的にこの通級指導教室というのを、皆さん教室に来ていただいて運営しております。県のほうから専属で教員の方配置していただいております。時間割を決めまして、皆さん放課後であったり、新庄北小学校に設置してありますので、自校で通級する児童については午前中に通ったりという形で運営しております。令和3年度につきましては、この小学校14名通級ということで通っていただいております。今度、令和4年度になりますけれども、小学校22名に増えまして通っていただくということでございます。この中で、前年度までは、今年度もそうでしたけれども、葛城市のほうから香芝市のほうにことばの教室ということで通っていただいた児童がおります。その児童も今年度途中からこちらの通級指導教室には通っていただいて、またリハビリセンターのほうから言語聴覚士の先生も来ていただいたりということで、いろいろ指導していただいているところではございます。逆に、今後、他市から葛城市のほうに、こういう教室に来たいという児童がいたらどうするかということなんですけども、今想定しているところではないんですけども、そういった方がおられましたら、またいろいろ相談もさせていただきながら、皆さんが学べる場ということでできたらということも思いますけれども、まずはその本市の運営というのが今年度から始まったばかりですので、先生1人でやっているところもございますので、まずはその本市の運営のほうに力を入れていきたいというふうに考えております。

3点目のプログラミング、減額とさせていただきます理由でございますけれども、今年度は小学校5年生にはドローンを使って体験授業というのを実施いたしました。また6年生に対しましては、ロボットを使って体験授業というのを実施させていただいております。

来年度におきましては、その5年生の小型のドローンを使った授業というのは、葛城市のほうでドローンのほう8台所有しておりますので、それを使ってICT支援員のほうに入っていて、先生とともに授業を行っていただきたいというところから、来年度につきましては6年生の分だけを計上させていただいているというところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。まず1点目の教材備品購入費のところ、教師用のタブレット端末のやつで、まず一番最初に私申し上げたハイブリッド教育のところの定義ですけども、オンラインと対面式をミックスさせた授業という意味なんですね。私、想定したのは、通常の対面式の授業をやりながら、それをオンラインで流して、それを受ける方は不登校とかどうしても学校に来れない方の、その辺を同時にやることを想定してるのかなと思ったんですけど、そこは違うんですね。単純に授業の形態の1つの形としてのオンライン授業と対面の授業をうまく混ぜ合わせたというだけの話なんですよ。そういう理解でよろしいかどうかというのをもう一度改めてお伺いします。

それと、通級指導に関してましては了解いたしました。今後、そういう周辺市町村からの希望者がということは相談ということですけども、今回設置されたのは新庄北小学校で、やはり高田市とかのすぐ近くにあるんですよ。だから、そういうことも今後増えてくるかなということがあって聞いたわけで、その辺また相談されるということで、またそういうケースがあればよろしくお願ひします。

それと、次の最後のプログラミング授業の減額理由としては、今年度やった小学校5年生向けのドローンのやつはもう市のICT支援員のほうで対応するので、一応その部分がないということですね。これについては、この間の厚生文教常任委員会のほうでしたかな、委員から質問があって、葛城市独自のプログラミングの対応ということなので、その辺やっぱり独自の教育をやってもらってるということですから、その辺をうまくまた回していただけたらと思いますので、よろしくお願ひしときます。

**増田委員長** よろしいか。

**奥本委員** 最後、確認だけもう一回、最初のやつ。

**増田委員長** 勝真課長。

**勝真学校教育課長** 学校教育課の勝真でございます。

その1点目のハイブリッド教育のところでございます。おっしゃっていただいた内容のとおりではございますけれども、今後またいろいろな可能性というのがあるかというふうにも思いますので、それをこれから教員の先生方とともに、どんなことができるかという面では頑張っていきたいなと思っております。

以上でございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願ひします。3点お願ひします。

まず1点目ですけど、ページ数でいくと147ページ、8款教育費、1項教育総務費の2目の事務局費になりますかね。学校給食特別会計繰出金です。これについては学校給食特別会計のほうでもまた質問はしようとは思いますが、この積算内容、2億629万1,000円になってるのかというこの積算根拠についてお伺いいたします。

それから、2つ目です。先ほどの通級指導教室のところになりますけれど、150ページですね。先ほど来から質問がある通級指導教室ですが、これは教員の体制がどうなっているのか。今、県からお一人なんかな、県から派遣されるということで、要はこれだけ見ますとパートタイム会計年度任用職員しか上がっておりませんので、職員の体制がどういうふうな形で通級指導教室が運営されてるのかということについて伺います。

それから、3つ目ですけども、151ページになります。8款教育費、2項小学校費、2目教育振興費であります。事業説明のところは一番下のところになります。小学校就学援助事業ということで、要保護・準要保護の児童援助費ですけど、これについては概要のところにも書いておりますし、今回、拡充するというようになっております。だから、予算も増えておりますが、中学校も同様なんですけども、中学校のほうはもう同等ということであれですが、この拡充された内容についてお伺いします。

**増田委員長** 給食は、給食のほうがいいでしょう。

**谷原委員** もうそれでいきます。

**増田委員長** これ、恐らく私の推測やけども、給食費、精算したときのマイナス分補てんのイメージかなと思うんで。

**谷原委員** じゃあ、ちょっとだけ、内訳金額分からなかったらいいんですけど、副食費の食材、材料費も当然の中へ入ってるということなんでしょうか。それだけ、それも分からなかったらもう……。

**増田委員長** それはもう学校給食特別会計の範囲の内容やと思うんで。

**谷原委員** じゃあ、もう学校給食特別会計で聞きます。分かりました。

**増田委員長** 勝真課長。

**勝真学校教育課長** 学校教育課の勝真でございます。よろしくお伺いいたします。

1点目の通級指導教室の教員の先生の件ですけども、先ほど申し上げましたように、現在は県から1名の専属の教員の先生を配置していただいております。この先生1人で今は運営をしていただいているという状況でございます。来年度、この予算書のほうにもございませうけれども、パートタイムの会計年度任用職員ということで1人採用させていただく予定をしております。先生のほうでは、先ほど申し上げましたように、時間割を決めまして、個別または小さい集団による学習を行っていただいております。保護者の対応でありますとか、他校から通う児童の学級での行動観察ですとか、学級内での支援というのをいろいろ行っている状況です。ですので、今回、支援員の方を1名つけさせていただきまして、運営の充実というのを図っていきたいというふうに考えております。

2点目の就学援助の件でございます。こちらは、準要保護の児童の援助費というのを葛城市で基準のほうを設けさせていただいております。その現行の基準のほうを見直しさせて

いただいているということでございます。これまでの基準といいますのは7点ほどございませうけれども、生活保護法に基づく所得金額をやや上回るようになったために、その保護の停止を受けられた方、2つ目は市町村民税が所得割、均等割共に非課税である方、3点目は国民年金保険料の免除を受けられている方、4点目は児童扶養手当を受給されている方、そして市町村民税と個人の事業税、固定資産税の減免を受けられている方、そして国民健康保険税の減免を受けられている方、こういう方を対象に就学援助という形で基準を設けさせていただいております。この基準というのを今回見直しさせていただきました。見直し後の基準といいますのが、その生活保護の基準額に一定の係数を掛ける方法というのを採用させていただいております。これは、生活保護基準額を1とした場合に葛城市は1.3倍というのを採用させていただきましたが、その1.3倍以下の方を対象にするということでございます。この世帯の所得による認定基準を設けることで、対象となられる方というのがもう少し広げられるのではないかとということで、今回このように見直しをさせていただいております。援助率というのは委員、毎回おっしゃっていただいております、小学校は特にちょっと低いというような状況もございましたので、人数のほうで申し上げます。現在の令和3年度におきましては、小学校のほうでは準要保護は213人です。要保護・準要保護としまして217人で、全校児童が2,345人ですので、援助率というのは9.25%にとどまっております。中学校のほうは、準要保護は152名、要保護2名で154名、全校生徒1,160名ですので、13.27%という援助率がございまして、これ見直し後、どれぐらいの方が増えるかというのはなかなか想定できない中でですけれども、援助率をどこまで上げるかというところで、令和4年度の予算で見ました想定している人数ということでは、小学校では要保護・準要保護合わせまして243名、全校児童は2,362名で、援助率は10.28%で、中学校のほうは要保護4名と準要保護150名、154名で全校生徒1,160名で、これは令和3年度と変わらないんですけども、13.27%というところまで広げられるのではないかと想定の下に予算を組ませていただいております。

以上でございます。

**増田委員長** よろしいか。

谷原委員。

**谷原委員** 要保護・準要保護児童の援助費、2回目質問することも全部答えていただきましたので、もう意見だけにしときますが、大変ありがとうございます。この間、我が党もこの点については繰り返し要望してきたところであります。ちなみに、子どもの貧困と言われてるのは、大体7人に1人が要は貧困というふうな、7人に1人ですから、そこへ全部補足しようとしたら援助率、先ほどあったように10%、中学校で13%、かなり頑張っていたいただいた予算になろうかと思っております。給食のこともお聞きしたのは、給食費未納問題があったりしますけれども、先生方はこういうところをきちっと把握していただいたら、給食費の未納のところからこういうところを援助していただいたり、あるいは逆に未納が減っていくようなこともあるのかなと思っておりますが、まずは子どもの貧困に対する援助率を上げていくということで、1.3%にさせていただいたことは本当にありがとうございます。

それから、通級指導のほうの体制ですけれども、もうちょっとこれ聞きたいんですが、パートタイムの方は学級内支援員ということでしたけれども、これは教職免許を持っておられるような方なんでしょうか。そのことについてお伺いします。

**増田委員長** 勝真課長。

**勝真学校教育課長** 学校のほうには特別支援学級というのもございます。そちらにも支援員入っただけです。同じくですけれども、学校教員の免許を持たれてる方というのを基本としております。

以上でございます。

**増田委員長** よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

**柴田委員** 私、3点聞かせていただきます。まず、147ページの説明のところの英語教育講師派遣委託事業のところなんですけれども、委託業者の方が分かれば教えていただきたいのと、委託される時に何か条件をつけてらっしゃるのか、例えば教えてる経験とかそういった条件を出されているのかと、その今、これ多分アシスタントランゲージティーチャーのことだと思うんですけれども、ALTの先生は葛城市では何名いらっしゃるのかと、小学校ではALTの先生との授業は週に何回ぐらい、中学校では何回ぐらいということをお聞きしたいということと、それからちょっと私、予算のところはどこを見ればいいのか分からなくて、日本語指導を受けている外国にルーツを持っている生徒がいらっしゃると思うんですけれども、その方に係る予算というのどこを見ればいいのか教えていただきたいのと、それから171ページの7目の図書館費の中の一番右端の言え、おはなし会補助金なんですけど、これは何団体に補助金を出されているかということをお聞きしたいです。

**増田委員長** 勝真課長。

**勝真学校教育課長** 学校教育課の勝真でございます。

1点目の英語教育講師派遣委託事業でございますけれども、条件ということでございますけれども、小学校、中学校におきましては、英語を母語とするネイティブの方を条件というふうにさせていただいております。現在、5名の方に来ていただいております。時間でございます。中学校は毎日来ていただいております。2人の方、それぞれ1校ずつ行っております。小学校のほうは、五、六年生は年に70時間、週2回来ていただいております。三、四年生は年に35時間、週に1回来ていただいております。一、二年生は年に17時間、大体2週間に1回ぐらい来ていただいているというような状況でございます。

2点目の日本語指導非常勤講師ということで、中学校に現在来ていただいております。予算書で言いますと152ページの中段になりますけれども、学校教育課の下に報酬とございます。そのところにパートタイム会計年度任用職員、この中に含まれているということでございます。現在、1名来ていただいているということです。

以上でございます。

**増田委員長** 石川館長。

**石川図書館長** 図書館の石川でございます。よろしくお願いたします。

現在、図書館で活動してくださっていますおはなし会の団体ですが、2団体ございます。1つは、新庄図書館で活動しております新庄おはなし会リスピーでございます。もう一つは、當麻図書館で活動してくださっています當麻おはなしろうそくの会わらべでございます。

以上でございます。

**増田委員長** よろしいか。

柴田委員。

**柴田委員** 英語の件、ありがとうございます。今、5名いらっしゃって、中学では毎日1校に1人ずつ派遣されてということなんですけど、あと五、六年生は週2回あって、三、四年が週1回で、一、二年が2週間に1回ということなんですけれども、その方たちというのはずっといらっしゃるのか、そのクラスのとときにだけ来られるのか。1日中来られて、授業のあるときだけ授業に出られるのかというところをお聞きしたいと思います。あとは、もしその授業に出られてないときはどういうふうにされてるのかなということをお聞きしたいんですけれども、あと日本語指導を受けてる子どもたちの人数を、私、聞きましたっけ。人数何人ぐらいいらっしゃるのかというのを聞いてないと思うんですけど、聞かせていただきたいですけれども、その授業外、どれぐらいの頻度で来てらっしゃるのかなというのをお願いします。

おはなし会のほうは分かりました。それだけもう一度お願いします。

**増田委員長** 勝真課長。

**勝真学校教育課長** 私のほうからはそのALTの勤務時間でございますけれども、午前8時45分から午後3時45分ということで、1日といたしますか、授業のある間いていただいております。

以上でございます。

**増田委員長** 時間内の勤務状況ですね。勤務状況いうたら失礼やな。教壇に立っておられる時間とか。椿本教育長。

**椿本教育長** ALTの勤務状況といたしますか、基本的には、今、課長から答弁ありました、例えば小学校五、六年生の週2時間というのは、これは英語の時間が教育課程上2時間しかないので、もう2時間あるやつ全て行っていただいと。いろんな学校の掛け持ちもしていただいているALTの方もおられるんですけど、原則、空いてる時間内においては、次の時間の教材研究であったりとか、授業準備をされているというふう考えてます。中学校の場合におきましては、1名はもう常駐していただいておりますので、原則、例えば新庄中学校であれば、今、全学年で18学級あるんですけども、英語の時間は週4時間ありますので、この方には必ず週1回全てのクラスに授業に行ってください、だから18時間は必ず行っていただいて、あと許す限りといいますか、時間行ける間は付いていただくというような形で、授業時間をその午後3時45分までの勤務時間を過ごしていただいているというような形でございます。

**増田委員長** もう一つ、日本語教育です。

椿本教育長。

**椿本教育長** 日本語指導の現在は中学生2名にこの方ついていただいております。日本語指導、原則的には転入をしてきたときに日本語なかなか会話が難しい子どもには、県のほうから週2回

程度、日本語指導の先生を2年間配置していただくことはできるんですけども、今、中学生に入れてるのは、それを超えて市のほうで単独でつけさせていただいているというような状況でございます。

**増田委員長** 柴田委員。

**柴田委員** ありがとうございます。ずっと私、仕事柄、ALTの先生とお話しすることも結構多いんですけども、その空き時間というところで、何もすることがないというふうにも言ってもらっちゃう方も多くて、ちょっともったいないないつも思うんですよ。もう一つ問題が、日本人の英語の先生との意思疎通が難しいと言われてる人もいます、一緒に教材づくりとか。だからその辺りを、空き時間に何か英語の先生に、生徒というよりも日本人の英語の先生に対しての英会話レッスンとかも、10分、15分とかでやっていただけたらなというふうな要望を出しておきたいと思います。それと、中学校に2名いらっしゃるということで、市から直接指導していただいているのはすごくありがたいと思うんですけども、中学という、日本語もそうなんですけど、英語もそこに入ってくるので、もう言語が2つとも外国語になってしまうので、その辺りがすごく比重が大きくなってくるので、その辺りのケアのほうもまたお願いしておきたいと思います。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** まずは、いじめ問題対策連絡協議会のところなんですけど、これは厚生文教常任委員会でもしっかり話し合っただけで委員長はじめやっていただいたので、細かいことはいいんですけども、1つだけ気になるのは、ここで聞いて誰が答えるのか分からないんですけど、AI相談が始まるじゃないですか、来年度、新年度。そことちゃんと連携取れるような仕組みなんか。例えば、あれで集まった声を、これ、いじめ防止等のためのと書いてあるでしょう。ということは、そこに集まった声、僕、何が言いたいかわいたら、AI相談のシステムのところで、今まで声なき声を拾い上げてくれるような仕組みにしてくれとお願いをしてあるんです。ということは、その声をどこで処理するのかというのも、今、不透明な状態なんです。それをこの協議会等、先ほど松林委員もおっしゃったみたいに、その学校ごとにその対策のあれはあると思うんですけども、ここでもしっかり対応して連携していったる考えはあるのか。多分、はいとしか言わんと思いますけども、その辺まずお聞きしたい。どういった考えなのか。

2点目が、163ページ、5項の中央公民館運営事業、これは先ほど僕、屋敷山公園の遊具はどうやという話したときに、教育委員会のほうで見てますと言われたから、ちょっと改めて聞きたいんですけども、屋敷山公園の遊具、今どういう状態ですか。更新時期とか、修繕とか、一時期もうほんまに使えんかって止めてた遊具もあったぐらいやと思います、正直。今ちょっと僕、最近見に行っていないんですけども、葛城山麓公園、きれいな遊具にしてもらえることになって、次はもちろん屋敷山公園と僕は思ってるので、今のその状況、修繕状況とか、今年は修繕料が上がってなかったの、そんなえらいことになってないと思うんですけど、そこだけこっちで聞いてくれと言われたんで。



あと3つ目なんですけども、これは葛城市教育委員会と書いてあるからここで聞きますけど、これ知ってますか。皆さん、講座とか。これ僕、毎年、ああ、すげえなと思って見てたんですけど、何と私、今年、料理をしようと思ひまして、これに入りたいなと思った瞬間、何て不親切やねんと思ったんですよ。これ、字だけ書いてあって、どんな教室かもさっぱり分からない。中身は分かりますよ。どんな雰囲気やってんのかとか、今時こんな冊子で入ろうと思ひますか。これ、何が言いたいかというと、この教室とか講座というのは、定員10名とかなってるところ、ちゃんとマックス集まってんですかねと思うんですよ。これ、人気あるないあると思ひますよ、もちろん。どういった考えでこれを出されてんのか分かんないです。定員10名にしたいんやったら、こんな教室、風景ですとか、もうもちろんカラーにして。僕、料理のページ見たんですけど、料理やったことないんですよ。今まで包丁持ったことないけどやろうと思ったんやけど、怖くてよう行かんと思ひたんです。最初、これ見たときに。意味分かりますか。何のためにこれがあんのか。いつも言うみたいに、どうせやんねやったらと思ひますよ。メンバーがどんな人おって、どんな先生が教えてて、どんな料理ができて、こんな楽しい雰囲気ですよという、ああ行ってみようかなと思ひますけども、この白黒とオレンジのこれで、どうも僕は行く気にならんかった。これで行く人おるかも分かんないですよ。ただ、僕は不親切やと思ひたんです。今のこの教室、どういう利用状況なのか。もう全部埋まって、いやもう別にいいですよ。そんな頑張って宣伝しやんでも、やったらこれでもいいと思ひますよ。ただ、僕はこれの使用状況をちゃんと、平均でもいいです別に。ほとんど埋まっていますとかでも。例えば、10名定員のところ2人しかおらんかったところはこういった努力して次集めていくのか。例えば、今やったら動画とかY o u T u b eとかで流して、こういった料理作ってますとか、例えばこれマジック教室なんかめっちゃ行きたいですけどね、僕。こういったマジックを教えてるとか、それをここにQRつけてぴっと見たら、めっちゃ行きたいとかとなると思ひます。僕がやるんやったらと、またさっきの話と一緒にすわ。僕がやんねやったらそうしますけど、どうしてはるんですかということですから。お願いします。

**増田委員長** 椿本教育長。

**椿本教育長** 私のほうから、1点目のA Iシステムのほうを回答させていただきます。まず、このシステムのほうを今構築しているところでございますけれども、聞かせていただいている内容でありましたら、なかなか今までは拾えなかった声を拾っていくというようなことをまずは大前提に考えておるシステムでございますので、緊急性がありましたらすぐに学校のほうに連絡が来るといふふうに聞いております。当然、その内容を学校が受けますと、いじめと認知した場合については、この学校におけるいじめ防止対策委員会、こちらのほうにかけて調査、また支援、指導を行っていくという形になります。今、市のほうで計画しているいじめ対策委員会についても、学校の状況の調査状況が上がってきますので、当然、そこで取り上げて対策等を考えていく、また支援等を考えていくということになるというふうに考えております。

**増田委員長** 吉村館長。

**吉村中央公民館長** 中央公民館の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの杉本副委員長のほうから、遊具の更新状況というようなことで今、お話をいただいたかと思いますが、今年度、令和3年度におきまして遊具のほうの点検を夏に終えております。これにつきましては、今年度は遊具の塗装の部分、そちらを修繕ということしております。

それから、点検のほうは今年の夏に全て点検しております。遊具の部分につきましては、今現在、特に不備の部分というところはレポートの部分でございませぬので、今現在、スプリング遊具、それから雲てい、ブランコ、滑り台とありますので、今のところは現状のままです使用するといったようなことで考えておる状況でございます。

そして、続きまして2点目でございますが、教室・講座の冊子のほうでございますが、こちらにつきましては、一応、過去ずっとこの教室・講座の冊子のスタイルというのを使得おりまして、それを基にずっと来ているというようなことでございます。ただいま、そういったいろんなお話を頂戴しましたので、次年度以降に併せまして、今後、検討材料とさせていただきますというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

**杉本副委員長** 利用状況は分からないんですか。

**増田委員長** 受講申込み状況ですね。

**吉村中央公民館長** 受講申込みにつきましては、現在、3月25日まで申込みということで行っておりまして、それにつきまして中央公民館のほうにおきましては、今現在定員に達してきているところもありましたら、もう少しかなというところも、正直まだ数も全体的に数えておりませぬので……。

(「今年度の実績は」の声あり)

**吉村中央公民館長** 取りあえずは令和3年度の実績におきましては、まだそれについては調査中でございますまして、また確認が……。

**増田委員長** 実績や。

**吉村中央公民館長** 実績ですね。実績につきましては、まだ今現在出しておらない状況でございますので、また出させていただきますまして、また報告させていただきますと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** この話が出てくるとは思ってはらへんからなんですけど、僕の話が分かる人は分かってくれると思うんですけども、もう全部大盛況ですよという答えじゃないと思うんですよ。これ従来どおりこれやって、僕もずっとこれPDFで見ましたけど、今までは何も思わなかったんです。ただ、入ろうと思った瞬間、不親切やなと思ったんですよ。分かりますか、これ。見る目が変わったんですよ。ちゃんと入ろうと思う教室を紹介するためには、この白黒とかじゃなくて、どうせやるんやったらというお話やと思うんですよ。これ、先ほども言いましたけども、いっぱいあるじゃないですか、それこそ。料理とかも行きたいんですけども、

今時、先生の写真も分からんとという話はいかかなもんじゃないのという話を言ってるので、もう来年から変えてください。絶対、もう。市民の皆さんはもうこれ見て入りたいと思う人増えますから、それで。予算取ってちょっと印刷作って、それで人数足らんと、定員割れしてるところあったら動画作って楽しく見せる、そういうような努力をしていただきたいです。どうせ予算使ってやるんだから、お願いしておきます。

1点目のいじめの問題は、今、教育長がおっしゃったとおりやと思います。ただ、本当にこれからもう葛城市はいじめをなくすんだという姿勢でやっていくつもりやと思うので、AIシステムは絶対うまいこと使ったらうまいこといくと思うので、よろしく願いしときます。

遊具に関してはちゃんと見てくださいということと言いたかったのと、これからどういった考えしてるかと、ちゃんと僕いつも言うみたいに、もうこれからは鉄の遊具じゃなくて、他市の遊具みたいにプラスチック遊具入れて、真っすぐの滑り台じゃなくて、ぐりんぐりんなる滑り台を入れましょうという話なので、本当にその辺ちゃんと考えていただいて、屋敷山公園やったらあそこの噴水までどうすんのという話になってくるじゃないですか。あそこの噴水もほかの市の公園やったら、夏やったら下からリズムカルに噴水が出るみたいななんがあるじゃないですか、今。葛城市は子どもいっぱい増えてきて、そういう遊び場ないじゃないですか。だから、そういうところを考えてくださいという意味で質問させていただきました。僕、これ2回目ですか、今。もう終わりですね。質問ないですね。ないです。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願ひします。ページ数でいうと171ページになります。その上になるんかもわからんですけど、170ページになるのかもわかりません。8款教育費の5項社会教育費の中の7目図書館費について質問いたします。先ほどもご質問がありましたけれども、1つはおはなし会の補助金というふうになってるんですが、今、これ何名ぐらいの方がボランティアで参加されて、お子さんはどんな感じで活動されているのかということについてお伺ひしたいと思います。ちょっと関連になりましたけれども、よろしくお願ひします。

それからもう一つは、ブックスタートというのをやっておられたと思うんですけども、この中のどの費目に入るのがよく分からないんですが、何人の人数を見込んでおられるのかということについて併せてお伺ひいたします。

それから、次は概要のほうになりますけれども、これは53ページになります。今年度あつてなくなったものがありますので、それについてお伺ひしたいと思ってるんです。社会教育費の中の生涯学習事業として、④アートフェア事業費というものです。これ絵画をいろんなところに飾っていただく、その期間中、観覧していただくというものでしたが、これ200万円が消えてるんですかね。ゼロになってて、アートフェアをもう今後やらないということなのか、このことについてお伺ひします。

それから、3つ目でありますけれども、ページ数でいくと171ページの8款教育費、5項

社会教育費の中の8目歴史博物館費です。ここで人件費のところになりますけれども、嘱託員報酬1名と一般職給料3名ということで4名ほど上がってるんですが、これは前からお聞きしてるんですけども、歴史博物館には考古学の方と、それから要は文書ですね。古文書等、文書の専門家の方、2名。各1名、1名ですね。これまではいらっしまったと思うんですが、いろいろな事情でそういうことがなくなってしまってるところがありますので、この専門の内訳いうんか、それが分かりましたらお願いしたいと思います。

以上です。

**増田委員長** 石川館長。

**石川図書館長** 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

最初のおはなし会のボランティアの活動の人数ですけれども、新庄図書館のほうでは15名、當麻図書館のほうでは10名の方が活動してくださっております。

それから、ブックスタートの参加人数ですけれども、令和3年度の2月末現在で278名の参加、278組になります。親子で参加してくださっておりますので、278組の参加がございます。令和4年度では300組の参加を見込んでおります。

以上でございます。

**増田委員長** 西川理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員会の西川です。よろしくお願いいたします。

葛城アートフェア事業でございますが、こちらは平成27年より全国から様々なジャンルの芸術作品を募集し開催しておった事業でございます。こちらの事業ですが、令和2年、令和3年と新型コロナウイルス感染症の拡大により中止とさせていただいているところでございます。當麻寺の塔頭や古民家など、住居に近い環境で展示をさせていただいており、一般の方々が入ることが懸念され、新型コロナウイルス感染症の状況がどのようになるか想定できない中で、秋の開催に向けてなかなか難しいような状況でございました。こちら5月頃から作品募集や協賛企業への訪問等もして行く中で、着手を早々にしなければいけないような状況でございました。このようなことから、今後、実施に向けまして、十分な効果を見込める事業へと生まれ変わるために、葛城アートフェア事業は一旦今回休止させていただきまして、今後新たな事業内容での再開を検討することとさせていただいた次第でございます。

以上です。

**増田委員長** 神庭補佐。

**神庭歴史博物館長補佐** 歴史博物館の神庭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

歴史博物館の専門職員の専門性の配置状況でございますけれども、内訳3名のうち、考古学が1名、現職でございます。4月以降に新規採用職員が2名入るといふうに聞いております。その専門につきましては、1名が近世史、もう1名が古代史というふうに聞いております。

以上でございます。

**増田委員長** 古代の前は、ちょっと。

**神庭歴史博物館長補佐** 古代史の前ですね。1名が近世史、江戸時代等々の……。

**増田委員長** 近世史、ああ分かりました。近世な。

谷原委員。

**谷原委員** まず、おはなし会の方、新庄で15名、當麻で10名のボランティアの方がおはなし会ということでやっておられて、特に當麻のほうは私も行きましたけど、紙芝居なんかもたくさんありまして、非常に幼児の絵本もたくさんあってすごいなと思ったんですが、ブックスタートについても300組を見込むということで、ブックスタート、子どもが本に触れる最初ということで、これについても本当によくやっていただいていると思うんですが、また私は、これは當麻庁舎周辺整備のところでも図書館の問題、これ出てくるわけですが、入れ物だけではなくて、やはりこういう地域の方々、ボランティアとかお子さんとか、大変この地域の図書館として非常に今、充実してると思いますので、それが引き継がれることを私は願っているわけですけど、こういう人数があるということはよく分かりました。ありがとうございます。

それから2つ目のところですけども、アートフェアですが、新しい事業も含めて見直しということで分かりました。ありがとうございます。

それから、3つ目の歴史博物館のことです。これはもう意見だけ申しておきますけれども、葛城市は大変自然も豊かだし風光明媚だし歴史もあるんですが、要はその歴史がちゃんと発掘されて市民の方々に提供されてるかということが大事だろうと思います。奈良県は橿原考古学研究所等もあって非常に盛んなところでありまして、建設開発やったときにはそういう調査もあるから、考古学は絶対要るんだろうと思うんですが、市民にとってはやっぱり少なくとも太平洋戦争まで、中世から太平洋戦争までの間の歴史をちゃんと残していくと、今、近世もありましたので、江戸時代もそうですけど、文書もそうだし、税もそうだし、それから近世では写真、明治以降の写真、手紙、そしてそういうものが実は今、葛城市内の古いお家がどんどん取り壊されて、大事な文書が散逸していく、大事な歴史的な文書が散逸していく、こういうもう手遅れかもしれないとは思っているんですけども、それでもそういう資料をきちっと葛城市の財産として保管しないと、まともな葛城市史ができません。私は何年後かに葛城市史を作るべきだと思って、生駒市なんかはもうちゃんと準備してそういうものも太平洋戦争までのいろんなものも含めてきちっと収集され、古い文書も回収され、ちゃんとそれをしっかりと読み込んで、そういうことで準備をされてるわけです。今のままだったら、葛城市はまともなものはできませんよ。だから、私はこれはぜひ文書をやってる人、そういうことの専門性のある人、ぜひお願いしたいと要望してきたんですけど、今回こういう形でついたということなので、ぜひ今、家がどんどん大きなお屋敷に住む人もいなくなって大事な文書が散逸するということが起きておりますので、そういうことも含めてぜひ、これは地域の人の協力ができないし、そういう意味では地域との協働作業にもなりますし、そういうことでそういう専門性のある核になる人が配置されたというのは、あるいはそういう方が来たというのは、私は非常に朗報だと思っております。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

**増田委員長** 神庭補佐、この要望に応えられるような実情でしょうか。

**神庭歴史博物館長補佐** 歴史博物館、神庭でございます。

文書がだんだん散逸していったという問題点は、博物館としましてはもう長い時間懸案材料として把握している問題点でございます。折に触れまして、やはりその古いお家が解体されるとか、そういった情報が入りましたら、そちらに出向いて行って、中の文書を回収してくるといったような作業はこれまでもやってきたところでございますけれども、ただ全ての情報が集まってくるということではございません。先ほど委員も申しましたけど、市民の協力というのが必要になってきます。そういったことを博物館がやってるという活動をしてるということも、また市民の皆さんに知っていただく必要があると思います。その部分を強化しつつ、またコアとなる職員が配置されることになれば、その者を中心にして新しく体制をつくって、その部分について対応していきたいというふうに考えております。

**増田委員長** よろしく願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 今、谷原委員の関連もあるんですけども、3点お願いします。

まず1点目は、これは関連じゃないんですけども、160ページ、学校・地域パートナーシップ事業の12節委託料に関してなんですけども、これ毎年300万円つけていただいておりますが、この中でボランティアの方が登下校時の見守り活動をしていただいております。これシルバーのはずなんです。変わってるんですかね。そこはいいんですけども、ここは徐々にPTAの協議会からも要望してたんですけども、中学生は下校は本当にばらばらなんではないんですけど、小学校の特に低学年、中学年ぐらいまでのところが集団下校されてるんですけども、最後はやっぱり下校の班からだんだんみんなが家へ帰っていくと、最後のところでどうしてもやっぱり1人になるんですよ。そうなってくると、今現状の見守りの方だけではどうしても手薄になってしまって、そこはPTAのほうから各学校の保護者のほうへお迎えしてくださいということをやっているんですけど、どうしても仕事の関係で来れない方がいらっやっやっ、その辺はもう保護者同士で交代してされてる方もいらっやっやっなんですけど、どうしてもやっぱり1人になる子どものところがあると。それがどうしても、校区のはずれのところだったら1人で歩いて帰る距離も時間も長くなるんですよ。そういったこともあって、やっぱりその辺のそういうところの登下校支援されてる方の増員をずっとお願いしてたわけなんですけども、今後、その辺、この金額増額していただいて、そのところをちょっと上乗せしていただく予定はないかということをお伺いしたいと思います。

それから次、ここから関連になるんですけども、先ほどのアートフェア事業に関してなんです。これ以前から私も一般質問が若干増えてますけども、葛城市が今現状のアートフェアをやるのは正直言って難しいと思ってるんです。というのは、やはり本当の意味で人を集めるアートフェアをやろうと思うと、専門の知識を持った方、特にディレクションできる方、プロのディレクター、プロのキュレーター、学芸員という解釈してもらってもいいんですけども、やっぱりそこがないと、今現状では正直言って、これまでの運営もいろんな不透明なところがあったんですけども、本当に身内だけで、言ったら悪いけど素人の展示で、文化協会の展示とどう違うんかというレベルなんです。どうしても、やっぱり私はこれはあったほ

うがいいと思うんですが、現状のままやったら見直してほしいと過去から言っていました。1つには、はならあととご存じですかね。奈良の町家の芸術祭と言われてまして、県内でいろんな重要伝統的建造物群保存地区でやってるのが多いんです。実はこれ1回、私のほうに打診があって、葛城市でできないかというのがあって、当時その運営委員の方にも話したんですけども、もうそんなんよりも自分たちでやるとおっしゃったので、もうその話流れたんですけども、これやっぱり特に現代アートの芸術家が空き家を舞台に、本当にもう半年ぐらいかけてその芸術祭の準備をするんです。そこには、そういうはならあとの支援する方がばつと来て、手弁当で来て、空き家を自分たちで改築して、そういうアートの場にするんですよね。場合によっては、そこに携わったアーティストがもうそこに移住するというケースがあるんです。そういう形で、地域おこしも含めた形の活動されてる団体があります。本部は大和郡山市です。そういったところであると、プロのキュレーターであるとかディレクターが全部入ってくるんですね。それで統括した形で全国から人が呼び寄せる、そういう形のアートフェアというのを今後考えていっていただきたいんですけども。

それともう一つ、開催の間隔なんです。これも以前言っていましたけども、毎年開催ははっきり言って葛城市はしんどいと思います、予算的な面で。これも前もちらっと言いましたけども、隔年開催、3年おき開催、隔年やったらビエンナーレというのが、これは2年おき、瀬戸内の芸術祭が有名ですけども、2年おきに開催する。3年おきのやつはトリエンナーレと、これ愛知トリエンナーレが有名なんですけれども、そういう形でやれば、自治体のほうも予算的なメリットも出ますし、準備もできて非常に内容の充実したやつで人を呼び寄せることができますので、今後見直ししていただけるというのであれば、これはもう要望として、そういうところの検討をしていただいて、当然そこに対して市民参加ができるというのは当然ですので、それぞれのいろんなアートフェアというのは、そういう形で土台はやっぱりプロが作って、そこに市民参加という形でやっています。これまでは葛城市全部全てが市民参加なんです。どうしてもやっぱりしんどいと思いますので、そこはちょっと今後検討していただきたいと思います。これはもう要望として言っておきます。

それと、3点目が歴史博物館管理事業、これも若干関連するんですけども、この項目には予算立てはこれまでもなかったし今回もないんですけども、私お聞きしたいのは、収蔵品の修復費用というのはどこで見たらしゃるかというのを伺いたいんです。どうしてもやっぱり収蔵されてるやつで傷んでくるやつがあると思うんですけども、その修復費用というのはばかにならない金額だと思うんですけども、現状ではどうなってるかということをお伺いいたします。

**増田委員長** 西川理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員会の西川です。よろしく願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。学校・地域パートナーシップ事業でございますが、現在、市内の小・中学校各校に1人のコーディネーターがおられます。今現在、花壇整備、池の清掃等の環境整備、それから学習支援活動等々やっております。各学校によりまして、委員おっしゃっておられます登校時の見守り等の生活安全対策支援活

動などもやっただいていただいているとはお聞きしております。ただ、コーディネーターと学校からの要望、調整をしていただきまして、そのコーディネーターのサポートの内容が決まってくるかと考えております。今後、コーディネーターと学校との要望、調整もしていただきながら、当課としても調整してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

**増田委員長** 吉井部長。

**吉井教育部長** 教育委員会の吉井でございます。よろしく願いいたします。

アートフェアの関係のことですけれども、私のほうに取りましては、大変、北は北海道から南は沖縄県まで、そして海外の方からも出展になるということで、葛城市の規模としては大変素晴らしいものができていたのではないかなと私は思っております。ただ、委員おっしゃられますように、今後のことを考えるに当たって、開催間隔なども含めまして、いい方向でできる形でまた考えていきたいと思っております。

以上です。

**増田委員長** 神庭補佐。

**神庭歴史博物館長補佐** 歴史博物館の神庭でございます。よろしく願いいたします。

収蔵品の保存処理とか修理の問題でございますけれども、現在、歴史博物館で収蔵している資料の中で、そういった保存処理及び修理を必要とする資料はございません。発生しないように年に1回燻蒸等々を行って、虫が付いたりとかそういったことがないように予防措置を取っております。ただ、当然、そういった保存処理、あるいは保存修理が必要になってくる事例というものもございます。実際、葛城市になりまして以降も、特に埋蔵文化財について保存処理が必要なものがあつたことがございます。この場合は、国からの補助金をいただいて行える事業がございます。国庫補助、それから県費補助が75%受けられる事業がございます。そういった補助金を利用しながら、そういった問題の資料の保存処理に当たっているという実績を持っております。

以上でございます。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。まず1点目のパートナーシップ事業、これ実は始まったときから私、5年ほど私も参加させてもらってたんですけども、何をやるかというところから始まって、コーディネーターの指導でやってらっしゃるところが多くて、最初、花壇整備とか環境整備がほとんどだったと思います。そこから派生して行って、いろんな学習支援というところだったりとか、下校時の見守りというのが増えていったんだと思いますけれども、そのパートナーシップ事業の内容については私、それでいいと思うんですよ。やっぱりそれぞれの学校の色を出していただいでやっていただいでいいんですけども、特に私申し上げたいのは、見守りというところの予算的なところで、一緒について帰っていただく方が人数が絞られてしまうというところが問題じゃないかと思っておりますので、増額がそれでできるのであればいいんですけども、ほかのところでは何か対応できるのであれば、まだやっぱり登校はいいんです。集団登校なので、小学校は。下校がやっぱりどうしても1人になるというところが



あるので、そののところでどうカバーしていくかという問題があるということ覚えておいてください。

それと、アートフェアに関しては部長がおっしゃったように、日本各地から応募があるというのは、それはそれでいいと思います。それは評価します。ただ、そしたらそれに対してどういう方が見に来られているか。これ、私も何回も一般質問で指摘しましたが、来場者数はあれ、延べ来場者数なんです。それをもっていいとやってるけど、実際のところは各会場ごとに芳名録を作ってその人数を合算してるので、延べ人数の数じゃなくて、本当に実際には何人が来てるかというところを見るとかなり少ないと思うんです。しかも、それも関係者がほとんどです。そうじゃなくて、やっぱりお金かけてやる以上は、もうそういうことじゃないような感じの方が、いやこんなことやってるわと、見に行きたいと思わせるようなやつじゃないと、投資じゃないけども、費用対効果が少ない、低いかなという気はします。なので、そういうことを高めていっていただきたいという意味で申し上げた次第です。

それと、3点目の歴史博物館のほうの収蔵品の保存の関係に係るところですけれども、そういうのが発生した場合は県や国の補助で対応していただいているということで、その都度ということでございますね。ありがとうございます。今後、やっぱり劣化していくもんがあると思います。今はそんなに重要じゃなくても、谷原委員おっしゃるように、後からこの歴史的な価値とかが判明したケースというのは当然出てくると思いますので、そういったときの対応というのもまた柔軟にしていってもらえればと思いますので、分かりました。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** 私から、151ページ、2目教育振興費の13節使用料及び賃借料のバス借上料について、これの目的ですね。それと、152ページの同じくこれは森林環境教育推進事業の中のこのバス借上料、これの目的。どこに行かれてるかということと、次が学校管理費ですね。3項の中学校費、1目学校管理費の154ページの14節工事請負費、これも概要のほうで言います。概要の51ページの新庄中学校南東部擁壁改修工事、これどこの部分かというところを教えてください。

以上です。

**増田委員長** 3つ目、よろしいか。3つ目はないですか。

**西川委員** 今、3つ言いましたよ。3つ言いましたね。バス借上げのね。

**増田委員長** なるほど。それ、一緒かなと思ったけど、別で。

**西川委員** 目、あれが違うからあれかなと。

**増田委員長** 結構です。

勝真課長。

**勝真学校教育課長** 学校教育課の勝真でございます。

まず1点目の、151ページのほうのバス借上料でございます。こちらは、小学校が市の水泳記録会に行ったりですとか、あと金管クラブの実技講習会、市の音楽会ですとか、金管フ

フェスティバルに行くときに送迎するためのバス借上料ということで計上させていただいております。

2点目の森林環境教育推進事業、こちらのバス借上料であったかと思います。こちらの事業といたしましては、児童が環境と森林との関係について理解と関心を深めるとともに、森林環境を守り育てようとする気持ちを育てるということを目的として実施している事業でございます。毎年小学校5年生が野外活動に行く際に使用するバスの借上料ということで計上しております。

その年によって行く場所は交互するんですけれども、奈良県の野外活動センターと曽爾村のほうの野外活動センター、そちらのほうに行かせていただいております。

以上でございます。

**増田委員長** 村田課長。

**村田教育総務課長** 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

西川委員ご質問の新庄中学校の擁壁改修の場所でございます。そちらにつきましては、新庄中学校敷地の南東部、高低差のあるスロープ、コンクリート造りのものがあるんですけども、そちらに擁壁が隣地にかけてございまして、その部分が老朽化しておりまして、その辺のクラック等、その辺全部やり替えるという形で工事を進めるものでございます。区間につきましては、そのスロープを上がり切ってちょっと曲がったところまでが場所となっております。

以上でございます。

**増田委員長** 西川委員。

**西川委員** まず借上料についてなんですけど分かりましたけど、これはずっと前の森林環境譲与税のときに一般質問でも言うてたんですけど、結局、僕これ、別に野外活動に曽爾高原は行ったほうがええと思います。僕もずっと行ってましたし、あれが楽しいんです、バス乗っていくのね。ただ、この森林環境譲与税、これ僕らのときはなかったんですけどバスで行ってました。これ、無理くりつけてはるんです。やっぱりそういうふうに見えるんですよね、何か。僕らのときはどこから、この森林環境譲与税を使って行ってないからね。こっちではバス借上料と出ますやんか、こっちのフェスティバルとか行くときとか。そんなんここで予算として組んでもいいん違うのかなと単純に思うんです。この森林環境譲与税についてはやっぱり目的をきっちり持って、言うてるように、この教育するんやったら、増田委員もずっと言うてはりますけど、何かそこでかつらぎの森を使ってとか森林を使ってとかいうところに使うほうがいいん違うかなというところなんです。これ、僕も行ってましたしね、小学校のときね。そやけどこれを、ああええやつ来たな、ほんならこれに使っとこうかみたいな感覚にしか思わへんというところなんですわ。あんどき曽爾高原も、曽爾高原は山林やったかスキか何かです。そういうところなんです。それは、もう一回きっちり目的に合わせたように使ってもらえるような形を取ったほうがいいんと違うかなと思っております。これ別にもう質問ないですね。質問ないですけど、次、中学校のところなんですけど、これ工期としたらどれぐらいかかりますか。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

工期につきましてですが、一応8か月ほど見込んでおりました、予算ご承認いただきましたら、すぐに6月入札でそこから工事かけさせていただいて、年度内にはもちろん終了したいなというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 結構かかりますね、8か月ということは。ほんで、イメージとしたら、あそこを解体していかなあかんのかなと。もう一回やり直すということでしょう、この予算で見たら、1億何ぼというたら、恐らく補修だけではないと思うんです。そんなときも、僕、夏休みぐらいで終わるのかなと思うてたんですけど、子どもらあそこ、グラウンド自体は使えんのか。要はそやから、もうこれ質問できひんですけど、子どもらがずっと8か月いうたら、学校も行って部活動もあつていろいろあると思うんですね。そのときの仮設のきっちりした対応はしていただかんと、ほんでまた部活とかに支障が出てきたら、クラブ活動に支障が出てきたらあかんかと、ちょっと質問できひんので、その辺の対応をお願いしたいというところでございます。

増田委員長 ご答弁ください。

西川委員 いけますか。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 村田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

当然、委員おっしゃるように、学校の運営に支障がないように気をつけながら、もちろん仮設もきちっとしながら工事のほうを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 こっちの概要のほうで行かせてください。53ページ、公民館費なんです。ここには予算が上がってるわけではないので、考え方を聞かせていただきたいんですけども、今、各大字で古い公民館、管理されてると思うんですけども、それぞれ古くなってくるような時代に入ってきてんのかなと思うんです。それで、建替えのニーズであったり、そういったことも今後増えてくるのかなと思うんですけども、そういったときにどういった制度があるのかということ。例えば葛城市独自で何かそういったものもあれば聞かせていただきたいというのが1点目の質問でございます。

2点目は55ページに行ってくださいまして、図書館費なんですけれども、これも予算書のほうにございませんので、この4番の葛城歌壇事業についてお聞きしたいんです。これ今回市長の施政方針の中で、葛城市民歌壇事業として、葛城歌壇は新年度から葛城市民歌壇と名称を変えということで、施政方針の中に重要施策として入れられているわけなんですけれども、予算は前年ついてるんですけども、今年度全く計上されてないので、どういう事業を

されるのかということをお聞きさせていただきます。

3点目です。3点目は予算書の175ページ、スポーツ振興補助金事業、スポーツクラブ葛城補助金として120万円が計上されています。これも今年から新規だと思いますので、この補助金の制度を教えてくださいませんか。よろしくお願いいたします。

**増田委員長** 西川理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員会、西川です。よろしくお願いいたします。

ただいまの梨本委員のご質問にお答えいたします。こちらにつきましては、葛城市生涯学習事業補助金交付要綱に定めております地域文化に対し補助する内容でございますが、公民館の施設及び設備修繕または改修につきましては、費用の2分の1の補助で対応させていただいております。また、分館等の新築につきましては、自治総合センターの宝くじ助成を使わせていただきまして、こちらは事業費2,500万円の上限で1,500万円、5分の3になりますが、5分の3以内で受けていただきまして、残りの2分の1を市と大字で負担していただくような制度を構築しております。

以上でございます。

**増田委員長** 石川館長。

**石川図書館長** 図書館の石川です。どうぞよろしくお願いいたします。

葛城歌壇事業ですけれども、葛城歌壇は平成9年の旧新庄町時代に始めた事業でございます。旧新庄町が柿本人麻呂のゆかりの地であることや、歌人の前川佐美雄の出身地であることから、短歌のふるさとを目指し、全国各地から短歌の募集を行いました。合併してからも事業を継続してまいりましたが、短歌を愛好される方が高齢の方が多く、短歌の制作品数や短歌大会への参加数が年々減ってきたため、令和3年度の第25回をもちまして葛城歌壇を終了することといたしました。今まで25年間続けてきた事業ですので、ここで完全にやめてしまうというのは大変もったいなくなりますので、今後は葛城市民を対象にした葛城市民歌壇として事業を継続していきたいと考えております。今まで、葛城歌壇には、講師料、それからポスターの印刷や作品集の印刷などを予算計上しておりましたけれども、令和4年度は講師料のみを予算計上させていただいております。それは図書館運営事業の中の報償費の中で組みさせていただいております。募集して集まりました作品につきましては、電子書籍化しまして、市民の皆様に見てもらえるようなことをしていきたいと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村体育振興課長** 体育振興課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問いただきましたスポーツクラブ葛城補助金の件でございますが、スポーツクラブ葛城につきましては、平成29年から5年間、日本スポーツ振興センターの補助事業として、日本スポーツくじtotoの補助をいただいて運営をしてきたところでございます。その補助が今年度で切れるということでございまして、運営につきましてはその5年をめぐりに自立をせよというようなところで取り組んでまいったところではございますが、昨今のコロナの感染症の関係もございまして、今しばらく市からの金銭的な補助をいただいて安定運

営につなげたいという要望がございまして、今回、科目が変わるんですが、今まではスポーツ振興助成金のほうで補助を出させていただいたんですが、今度は運営に対する活動補助という意味合いの中で、スポーツ振興補助金事業のところでは120万円の補助金として計上させていただきます。

よろしく願いいたします。

**増田委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ありがとうございます。まず、公民館費ですね。2分の1補助ということで、私も個人的にいろいろと勉強させていただいていろいろ教えていただいたんですけども、やはり小さな大字とか、特に人数がどんどん減ってるような大字であると、なかなかこの2分の1の大字の負担というのが非常にしんどいという声を聞いたりするんです。これ、ちょっと今すぐに返事くれということではないんですけども、また何かやっぱり大字の負担を減らしてあげるような方法を考えてあげられないかなというのがお願いなんです。実際に、建ってからもう本当に30年、40年経とうというふうな、そういったところも結構これから出てくると思っていますので、これから検討していただけたらなというところで、これは要望にとどめたいと思います。よろしく願いします。

2点目の葛城歌壇事業、ありがとうございます。予算が全然上がってないので、せっかく施政方針で上がってる事業ですので、これからちょっと頑張ってこれを重点施策としてやっていこうというのであれば、もう少し何か予算を組んでしっかりと、高齢化していったなかなか集まらないということだったんですけども、せっかくのこういった長く続く歴史もありますので、もう少し予算を組んでしっかりと事業化していかれたらどうかというふうに感じております。これも意見だけにさせていただきます。

3つ目のスポーツクラブ葛城補助金の事業ですね。これ平成29年から5年間で補助事業としてやってきて、本来であれば今年から自立して自立運営ということだったんですけども、昨今の事情ということでこういった補助が出るということなんですけれども、これはじゃあずっと出るものではないわけですか。その確認だけさせていただきたいんです。私の理解では、これももうある程度向こうの補助が切れた段階で、今度は市のほうからずっと継続してやっていくものなのかなというふうに思ってたんですけども、そうじゃないという理解でよろしいのでしょうか。そこだけ確認させてください。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村体育振興課長** 体育振興課の吉村でございます。よろしく願いします。

ただいまのご質問でございますが、当初、設立、立ち上げの際には独立してというふうなお話の中でこれまで動いてきたんです。今後、それを目指す部分には変わりはありませんが、今後、コロナのほうかどのように落ち着いていくか、それから、今はいろんな教室、20教室を運営されているわけですが、この教室につきましても今後どのような教室に広げていくのかいうところも含めました中で引き続き補助が要るのかどうかというところは検証した中で進めていきたいかなというふうに思っております。

**増田委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 承知いたしました。今、コロナの時代ですし、やっぱりそういった集客であるとか、本当に大変な時期に差しかかっていると思うんです。市議会の議会だよりでも取材をさせていただいて、どんな活動してるのかということは大体、議会だよりの委員なんかはご存じだと思いますので、ああいった事業が本当にしっかりと市民の中に根付いていって、自立運営ができてくると本当に素晴らしいなと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思っています。

**増田委員長** 先ほどの公民館の新築というところで、私よく分からないんですけども、各大字等にある施設に公民館と、それからまた事業形態が違う集落センターとか3種類ぐらいあったかなと思うんですけども、どうなんですかね。この使い分けというか、副市長、その辺は。新築をする場合、1本に絞るとか、統一化を図られるのか、その辺はどうですかね。現状、集落センターという名称と、これはどこの事業やったかな、今ありました公民館、もう一つ何でしたっけ。

西川理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員会、西川です。

名称はかなりあります。といいますのは、いろんな補助金を使ったりとか、その当時の。なので、地域のコミュニティセンター、それから農事集会所、ふれあい集会所、集落センター、老人憩いの家、それから忍海集会所と分かれております。

**増田委員長** 私が聞いてんのは、新築する場合に、先ほど西川理事が説明したその市の補助は公民館として建て替える場合の助成やと思うんです。違う手法でもっと有利な補助支援の仕方というのはあったりする場合がないんですかね。そこは選択肢があんのかなのかですね。というのは、これ教育委員会だけで判断できひんと思うんです。集落センターなんかだったら農林課の管轄の助成とかもいただいていたかなと思うので、ちょっとまとめていただいで……。阿古市長。

**阿古市長** 過去におきまして、公民館というのは地元の要望によりまして建てさせていただいてます。その名称が違うのは、補助金をもらうところが違います。集落センターですと農林水産省になりますし、老人憩いの家系統は厚生労働省になりますし、公民館は文部科学省になります。ですので、いろいろ補助金もらって建てるわけなんですけども、なかなか今度、修繕であるとか耐用年数がきての建替えというものに対しての補助金をもらえるようなものがないんですね。それで苦労してるわけです。よく誤解されるのが、公民館は指定管理やないかとおっしゃいます。それは、指定管理になる理由というのは補助金をもって建てておりますので、地元からも当然のことながら資金は提供していただいでるんですけども、所有物としては一応公的なものになるということで、市のものになりますから、指定管理の契約をさせていただいて管理をしていただいでいるという手法を取ってますけども、原点を考えますとやはり地元の要望からスタートしておりますので、地元で管理していただくということがやはり必要になります。過去においていろんな建替えをしてきてるわけなんですけども、そのときそのときに何かないのかなと思って探すんですけど、やっぱり見つからないのが実情なんです。地域によりましては積立をしていただいでるところも、地域によっては非常にいろいろ

な事業の中で資金を保有されてるところも、先ほど梨本委員がおっしゃいましたように、小さい大字であればなかなかその資金が集まらないところもいろんなところがあります。これはこれからの検討、今までも検討課題なんですけども、検討を続けていくしかないのかなという思いです。何かいいものが見つかりましたら、またそれを利用して建替えの作業に入っていきたいという思いでございます。

以上でございます。

**増田委員長** ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 最後ちょっと全般的なことで、これは希望がほとんどで、対応可能やったらご答弁いただきたいんですけども、この学校の教育に関わる部分のいろんな費用、この学校管理費、管理費というんですかね。この中にこれまで含まれとったと思うんですけど、年々やっぱり、学校現場でいろんな物入りがあって、それが削られてるところがあるんです。時期的なもので、今で言ったら、例えば卒業式、入学式に舞台上の上に飾る花ありますよね。あれというのは、昔は各学校のほうで買ってらっしゃったんですけども、もうここ15年、20年ぐらい前から買えなくなって、それはPTAで買ってるんです。ところが花の値段がすごく高くなってきて、あれを用意しようとしたら30万円はかかるんですよ。その卒業式から入学式にもたせるというのが。附属の幼稚園なんかは、一緒にされる場合はそれ使ってらっしゃるけど、自分のところでやる場合というのはやっぱり花ないというところがあるんです。当然のことながら、その壇上の花だけじゃなくて、学校によっては通路をプランターで飾ったりとかやるんですけど、そのところはやっぱりお金かかってます。そこは保護者負担でやってるんですけども、これはもう学校教育法で設置者がやるべきもんじゃないのは分かってるんですけども、私が言いたいのは、人数の少ない学校というのは負担が大きいです。それが一例。

もう一つ例を挙げますと、遠足のバス代、これ今から言ったらもう10年ほど前になるのかな。前市長のときに幼稚園のバス代がなくなったんです。今、公立の幼稚園、遠足といったら近所の公園に散歩なんです。それまではバス使って、そんな遠いところじゃないんですけど、例えば県内の竹取公園。竹取公園に行くようなバス代がなくなって、1つにはそのバス代もそうですし、市のマイクロバスが使えなくなったというのも理由で聞いてますけども、だからそれがなくて遠足は散歩なんです。近所の公園の。木戸池公園やったりとか、ふたかみパークであったりとか。小学校でもやっぱり遠足がバス代が出なくなって、地元うちの當麻小学校では岳のぼりを一つ遠足の行事に置き換えてます。いろんな意味で子どもたちの教育にしわ寄せがきてるんです。行政もお金なかなか出しにくいのは分かるんですけども、かつて我々の時代で当たり前やったことがどんどん難しくなってきた、一つにやっぱりその原資をどこに求めるかと、保護者負担でやるのも限界が来ております。例えば、この関連で言うと、161ページにあるように、社会教育団体の運営事業費、PTA協議会に毎年32万円の補助を出していただいております。そもそもは協議会のほうでいろんな講演会を開催したりとかいうところの予算で、ほかの団体に比べてもかなり低いんですよ。人数からすると、

本当はもっとあってもいいかなと思うんです。でも、正直のところ、その辺のところを割り振って、各学校、幼稚園のほうに、12校園にその辺のいろんな不足する予算のところに使ってくれということで、今、渡している状況ですが、それでも足りない。特にやはり人数が減ってきた学校では本当に厳しい状況が続いております。以前は、これ本来、学校設置者がしなければいけなかった学校の先生が使うようなプリントのソーターであるとか、印刷機、そんなも実は買ってるんですよ、正直言うと。だから、そこのところの行政支援というのを、全額とは申しませんが、やはり仕向けていただかないことには、今後ますます我々の活動がしんどいということも出てきております。やっぱり長い目で見ると、葛城市の子どもたちのためになるということもございますので、その辺りの考え方、学校のそれぞれの先生方の欲しいものもあると思うんですけども、難しいと思いますけども、その辺の増額をお願いしたいなど。全体的なところで、学校が自由に使えるお金というのをもう少し増やして欲しいなという気はします。ご答弁できるんやったら、教育長かな、もしいただけたら助かります。そもそも新庄中学校のほうで校長先生をやってらっしゃったので、そういうこともよくご存じだと思いますけども、なかなか今の立場では言いづらいこともあるかもわかりませんが、もし何かお答えいただけるのであればお願いします。

**増田委員長** 椿本教育長。

**椿本教育長** ありがとうございます。私も長いこと県のほうにございましたけれども、ほかの市町村も経験はさせていただいてます。その中で、葛城市に4年前に来させていただいて、3年間、学校長として現場におらせていただいたんですけども、今、委員おっしゃる教育現場で自由に使えるお金といいますか、教育にかかっているお金、私自身広く見たときに、葛城市のほうは非常に手厚くやっただけしているなというのは、来たときの実は感想です。それは、消耗品費にしましても、また備品にいたしましても、また先ほどから出てるALTの配置、また図書館補助員の配置、これ全県的に見ても常時配置してるといえるのは、奈良県内ほぼないような状況の中で、葛城市は非常に手厚く教育にお金をかけていただいている。今、委員おっしゃっていただいている学校行事の中でのその規模の違いによるところとか、保護者負担の差というのは、当然私もあるとは感じておるところですけども、それぞれの学校が工夫をしながら、学校行事は子どもたちにとっていいような形になるように、予算もそうなんですけれども、活動自体が充実するようにいろいろなところで工夫してやっただけしている、またやっていくというようなところで、特に予算を増額してこんなことやりたいというのを、私自身、予算ということよりも、今の限られた予算の中でより充実した学校教育を進められるように考えていきたいというふうには考えているところです。

以上です。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。なかなか答えにくいことでございますけど、当然のことながら、それぞれの学校もそうやし、PTAのほうでも工夫できるところはやってるんですけど、やっぱり限界のところはございます。さっきも言ったように、卒業式、入学式のお花なんかはもう色物の花が高くて買えないので、できるだけ薬物でやっていくとかやってるんですけど



も、やはりそこにも限界がありますので、今後そういう問題もあるということ覚えておいてもらえたらと思いますので、結構です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 3点ほど質問させていただきます。最初に今、奥本委員の関連になりますけれども、標準規模の学校と、それから標準規模からかなり低い人数の生徒数の少ない学校、これは予算上、傾斜配分措置というのは取られないんですかね。僕は義務制のことはよく分からないんですけども、大阪府の高等学校の場合ははっきりと、例えば規模が小さくてもやらなければいけないことがあるので、小規模学級に対しては当然そういうふうな傾斜配分措置を取るというふうなことをやって、そうしないと教育の基本的なところが平等にならないので、義務制の場合、私よく分からなかったのであれなんですけど、そういうことがあるのかないのかですね。なければもうちょっと葛城市独自の措置とか、あるいは今のまま頑張ってくれとなると思うんですけど、制度上そういうのがないのかお聞きしたいんです。私、全然分からないので、そういういわゆる少人数の学校に対する措置ですね。そういうものがあるかどうかお聞きします。

それからあと2点ですけど、ページ数で178ページです。8款教育費の6項保健体育費で2目の体育施設費です。178ページの工事請負費ということで、これは概要の57ページ見ますと、新庄スポーツセンター、体育館になるんだろうと思いますけれども、屋根の改修工事等、あるいはそのセンターのプール改修工事等やられて、これだけの費用がかかるわけですけども、これは葛城市新町スポーツゾーン基本計画というのが平成28年3月につくられております。この計画に基づいてやられているというふうに私は理解しているんですけど、それでいいんでしょうか。ここにそういうふうにちゃんと書いてあるからね。新庄スポーツセンター全体の老朽化について、計画的にこれをやっていってやるんかなと思うんですけども、これは誰に聞いたらええんかよう分からへんねんけども、この計画と、要は公共施設マネジメントの計画、この関連性がどういう関係になってるのかということをお聞きしたいんです。新町スポーツ公園を、基本的には体育館はうちはたくさんありますからね、それを維持するというのでこれリニューアルしていくような方向で、それはこっちの方向だと思うんです。でも、公共施設マネジメント計画の中では、市内にたくさんある体育館の維持とか補修、これはどうなってるのか、この関連性をお聞きしたいんです。ちょっと難しいかもわからないんですけども、それを1つお聞きします。

それから最後ですけども、同じページです。体力づくりセンター管理事業、その一番下のところ、21節補償補てん及び賠償金ということで体力づくりセンター運営補てん金というものです。2,970万円です。これはウェルネス新庄のところの、いうたら指定管理料のようなものだろうと思うんですけども、実は収入のほうで、これはページで言いますと25ページですね。雑入のところ、20款諸収入の3項雑入、3目雑入の中の雑入ですね。下から14行目、体力づくりセンター運営収益金が803万1,000円となっております。実はこれは従来は、例えば平成29年度からいきますと、決算ベースで大体5,300万円の収入がありました。ここ

ですよ、今、800万円、運営収益金ですね。これ、計算書を調べたんですけども、平成30年度では4,939万1,000円、令和元年度で3,864万9,000円、だんだん収益金が下がっていってると。つまり、市に収めるお金が。令和2年度の決算を見ますと、そもそももうない。ないんですよ、この体力づくりセンター運営収益金という項目がない。だから、ゼロなんかだと、全くなかったんかなと。令和3年度、今年度については分かりませんが、まだ決算も9月になりますので分かりませんが、したがいまして、これ逆になってきてる。これまでは収益があって、それを基金に積み立ててました。しかし、来年度の予算について見ますと、この予算ベースで収益金は800万円程度。その代わり、要は指定管理のような運営費に対して、これはもうほぼずっと定額なわけですが、つまり経営状態がどうなってるのかなと。だんだん収益が下がってきてるといことは、この運営状態がどうなっているのか。これについてお聞きします。

**増田委員長** 勝真課長。

**勝真学校教育課長** 学校教育課の勝真でございます。

1つ目のご質問でございます。小学校、中学校の中での消耗品ですとか備品ですとか、そういうものの予算の配分というのをどうしているのかというご質問でよろしかったでしょうか。これは、葛城市独自でさせていただいておりますけれども、人数ですとか、希望に応じて、各校には差を設けて配当しているというような状況でございます。

以上でございます。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村体育振興課長** 体育振興課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいま谷原委員からのご質問ありました、まず1点目の新庄スポーツセンターの改修工事の件でございます。これにつきましての関連性ということでございますが、今回、この新庄スポーツセンターにつきましては、災害時におきます避難所指定になっている建物でございます。令和2年度に耐震診断をさせていただきました結果、改修の必要があるということで、令和3年度におきましてその耐震補強をするための改修の設計をさせていただきました。それに合わせまして、従来からちょっと雨漏りがひどくなってきております。現状では大雨時におきましては、内部に水がたまるほどの雨漏りをしているという状態でございます、これも併せまして今後利用するための改修が必要だということもありまして、カバー工法によります屋根の改修、それから先ほど申し上げました耐震補強に伴います一部改修と、あと雨漏りによります腐食した部分の改修の工事費ということで今回計上させていただいているところでございます。

それから、2点目の体力づくりセンターの補てん金のほうでございます。こちら、歳出のほうにつきましては、基本協定の中で1年間に支払いますいわゆる指定管理料ということでの予算の計上でございまして、一方、収入につきましては、その指定管理料を超えて収入を得られた場合に、それが収益として市のほうに返ってくるということでございます。委員がおっしゃいますように、過去では5,000万円台、4,000万円台というような収入が得られてたわけでございますが、令和2年度につきましてはコロナの影響での休館等もされたというこ

ともありまして、その辺りで収入がなかったというふうに聞き及んでおります。本年度につきましてもその影響が引き続き起きてるところでございまして、今現状で3月の今現在の見込みとしては、800万円程度は収入として得られるだろうという予測でおります。こういったことで近年だんだんこの収益が下がってきているということもありまして、今年度の7月には条例の改正後の料金の市外利用者への値上げ等もさせていただきまして、改善の努力、それ以外にはイベントとかキャンペーン等も考えていただきながら、従来に金額に1円でもたどり着きますように努力していただくような指導をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。最初の学校の事業費等、ある意味では人数だけで割るような単純機械的なことをせずに、その点は差をつけながらやっていただいているということですので、どこまで見えるかというのは別ですけども、ありがとうございます。

2つ目のところですが、今、お答えいただきましたけど、私は今のお答えだと、耐震化が基本で、要は指定避難所になってるからということだったんですが、ここには私が見たらこのプールも改修してるんですね。プールが避難所でどうなるかというのは、それは水も大事だからたまとなかなかあかんのかもわからんけど、プールもちゃんとされてますので、ここの中には課題としてこう書いてあるんです。新庄スポーツセンター（体育館）と新庄スポーツセンター（屋外プール）の整備課題、雨天時の利用が可能な体育館や屋外プールを再整備し、機能を充実させることは、新町スポーツゾーン内の他施設との高度な連携を可能とし、施設の利用を促進するため相乗効果が期待できると。ここはテニスコートもありますし、サッカーグラウンド2面、それから野球場、それから体育館、プール、こういう施設なんですよ、ここはね。ここはもっとポテンシャルがあるし、私は重視すべきだと。全国中学校のサッカー大会があるときはそこで芝生で、これは本当に全国のいうたらベスト8、ベスト4、そういうほんまに全国中学校のクラスの高いチームが全校来ると、葛城市はすごいなど。実際、そういう評価を得ました。これは市民の方でそういう仕事を関係してる方がおって、非常に熱心に働きかけていただいて、全国中学校の大会を迎えることができたんですけど、今度は国体があるんですね。国体があるから、これはまたあとで聞きますけども、これではないんですか。私、これでやっていっていただいていると思ってたんです、このプールもあるから。でも、今のお答えだったら、そうだったらどうなんかいなど。また、公共施設マネジメントの件からも、この地域はどうなってるのかなと。これについては市長に答えていただいたほうがいいのかなと思うんですけども、この関係性がもう一つよく分からなかったので伺います。体力づくりセンター、ウェルネスの件もそうなんですけども、ウェルネスをしっかりサポートしていただけたほうが、過去に大変大きな収益も上げていただいて貢献していただいています。それ、よろしくお願ひしますが、この新町スポーツゾーンの件について、市長のお考えを伺います。

**増田委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 全部、記憶できてるかどうか分かりませんが、今回、新町のスポーツゾーンの中の体育館の耐震化と補修関係ですね。入れさせていただきました。ですので、葛城市内の体育館というのは、當麻のほうにあります総合体育館のほうは被災しましたので、それなりのものをさせていただいて、それと今度は屋敷山公園内にある体育館のほうは、もうそれは一定のお金をかけて修繕させていただきました。それで、あと市が学校施設以外で持っている体育館としては、大きなものとしては多分こちらの笛堂のほうにある体育館でほぼ終わるのかなという思いがあります。いきいきのほうは実はあるんですけど、あれはまた床を敷いてない体育館ですので、またちょっと意味合いが違いますねけども、新町のスポーツゾーンとして考えるという、これ過去の考え方があるんですけど、結局は最終的にはやっぱりお金がついていくかどうかなんです。やらないといけないのはもう分かってるわけなんですけど、過去において造った施設をそのままでは全部やるということを前提に予算組みをしますねけども、その中でその財源が確保できれば私はやればいんですよと思います。そやけど、実際問題として、やはりある程度の効率化を図っていかないといけない。それ考えますと、財源がついていかない場合、もしくはいい補助事業が見つからない場合には、整理をしていく必要があるのかなと思います。新町スポーツゾーンの場合は、その財源を見つけながら整備をしていくという形を取ってっております。ですので、今回、体育館の修理に当たりましては、修理といいますか耐震化等に当たりましては、課長のほうから話ありましたように、本来のスポーツ施設としては補助事業が見つからないもんですから、避難所として活用しておりますので、緊急防災・減災事業債というものを活用しながら整備をしていくことでもあります。それが答弁になるかどうか分かりませんが、要はやはり財源が一番のネックになるのかなと。ちょうど、全てということはないんですけども、ある種、高度経済成長の中で造った建物が、本当にインフラそのものが、ある一定の年数が一斉に訪れてきているという現実がありますので、ですので順序を決めながら、その必要性を当たりながら、もしくは有利な財源が確保できる順番もありながら、総合的な判断の中で組み上げていくということです。ですので、その場所場所によって整備といいますか、その順番が逆になってしまったり、今やっただいている旧當麻庁舎のそのエリアについては複合化という考え方を入れることによって、ある種、再整備ができる。ですので、こちらのほうが場所が離れてるものにつきましては、緊急防災・減災事業債を使ったり、いろんなパターンを考えながら、もしくはゼロカーボンじゃないですけども、環境省やそちらのほうの補助金も活用できるのであれば活用しながら事業を進めていきたいという思いです。全部答えになってないと思うんですけども、今現状としてはそういう段階でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。よく分かりました。課長がご答弁いただいたのは、財政上そういう観点で使ったということでもあります。私としては、せっかくこういう素晴らしい計画があって、非常に私はポテンシャル高いと思いますので、財政上の問題でご苦労いただいているのはよく分かりましたけれども、新町公園の隣は新村、今度は工業団地を誘致すると。かなり工業団地が来ると。だから、そういうところに若い方とか来られたり、そこでスポーツをた

しなんでいただく会社の厚生施設としても利用していただく、福利厚生施設としても利用いただけるだろうし、ウェルネスについてもそういうところに得点つけて、社員に会社法人として入っていただく。あそこの地域は、今、本当にそういう意味では開発というか、発展性があるところだと思ってるんです。ぜひ国体もありますので、国体の会場としてこの健民グラウンドはできたわけですから、国体を見越してコミュニティセンターの建替え等も含めて財源はしっかり生かしていただいて、何とかこの新町スポーツゾーン基本計画にのっとった地域にぜひしていただきたいと私は思います。

1つだけ、これは個人的な希望なんですけど、これ野球場のことも書いてあるんです。野球場がこのままではどうもうまくいきませんよと書いてあるんですが、私としてはソフトボール球技場を造ってほしいんですわ。これは個人の思いで、ボールパークをね。ライトとセンターの間に抜けたらホームランじゃなくて、本当にスタンドがある。これ、日本にはほとんどないんですよ。アメリカは非常に多いです。何でかいうたら、お子さんから高齢者までソフトボールを楽しめるから、高齢者も楽しめます。打ったらホームランという、ちゃんとフェンスがある、ベンチがある、バックネットがある。国体もありますから、国体でもソフトボール会場があって、小学校のグラウンドでソフトボールをやるんじゃないかって、そういうきちとした本来の施設でやるということにすごく子どもたちも憧れますし、本当に教育効果が高いものなので、僕はいろんなところでこういうことを言ってるんですけど、ボールパーク欲しいなと、ソフトボール会場ね。そしたら、大体、新町はサッカー場もソフトボールでもプールも体育館もあって……。

**増田委員長** よろしいですか、もう。

**谷原委員** すいません。こんな永遠と言い出したら、ごめんなさい。すいません。ありがとうございました。

**増田委員長** 質問したいので、委員長を交代します。

(正副委員長交代)

**杉本副委員長** 増田委員長。

**増田委員長** 関連でございます。1つ、スポーツゾーン計画、谷原委員はまだそのスポーツゾーン計画が存在して、これもっと動かさんかいというふうに言われてるんかもわかりませんが、私が聞き及んでるのは、その基本計画というのはもう終わったということです。間違ったら言うてください。もう終わったんです、それは、計画は。継続してないということですよ。当時、新町の芝生の張り替え、それからグラウンドを下に造ろうという計画もあった、地下浸透装置、それからスタンドの整備とか、いろんなもんが山のように入った1案、2案、3案を、いろんなことを検討した結果、新町のサッカー場の天然芝に張り替えたという結論で、ここは閉まってるんですわ。私の認識はそういうことです。だから、新たにまたあのゾーンの計画は立案する、急ぐんだったらそれは急ぐべきかなとは思うんですけども、どういう計画を今後立てられるかというのは私は知るところじゃないので、ただ必要性はおっしゃられたようにあるというのは感じてます。これは別の話ね。

164ページをお聞きします。公民館費の14節ですね。工事請負費58万3,000円。これは地下

タンクといたしますか、重油タンクの撤去というふうに書いてます。私、再三、あの周辺の駐車場不備やと、道沿いでいろいろ危険の伴うところもあるので、駐車場にどうですかと。これは先ほどですか、いつでしたか話ありました体育館の屋根の修理、耐震工事、2回やった。足場を2回組んだある。無駄な工事やというのは皆さん方もご記憶にあるかと思います。これ、私が提案してる駐車場どうですかという工事も、撤去しました、終わりました、また掘り返して駐車場にしますと、二度手間にならんように、このときに簡単でもいいですよ、そんななんもうならしたら、土間打ったら終わりやねんから、私は駐車場をこの機会に設置すべきやというふうに考えますけれども、いかがでございますでしょうか。

**杉本副委員長** 吉井部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。この金額につきましては、撤去の費用は入っておりません。重油タンクはボイラーを使用していたときに使っていたものでして、そのタンクの中の清掃をし、その中に砂等を埋めまして使用できなくするという形の費用になっております。それで、増田委員長がおっしゃっておられます駐車場のことが最終目的なんですけども、あの位置的なことから言いますと、すぐに横に国道があるとかいうので危険な部分がありますので、進入路とかも考えたんですけども、あの場所についてはまだ検討の余地がありますので、別のところでできるような形であれば考えていきたいと思っております。

以上です。

**杉本副委員長** 増田委員長。

**増田委員長** 分かりました。あそこが適当じゃないと、また新たに適当なところを探して設置するというご答弁をまじめに受け取るときです。

以上で私の質問を終わります。

**杉本副委員長** 戻ります。

(正副委員長交代)

**増田委員長** 川村議長。

**川村議長** 答弁で、一般質問のときに、今の新町スポーツゾーン計画のことで西川委員が質問されたときに、答弁では、なくなったとは言ってらっしゃらないように思うんですが、ちょっと確認だけしてください。答弁でもらったほうがいいん違うかな。

**増田委員長** うん。新町スポーツゾーン計画についての継続計画なんか、市長お願いします。

**阿古市長** 計画といたしますか、あのスポーツゾーンそのものは存続いたします。ですので、従前考えていた幾つかのパターンがあるんですけども、そのパターンでの整備の仕方は難しいのかなという判断をしておるということです。先ほども申し上げましたけども、何と言いますか、ゾーン、ゾーンとしての価値というのは私はあると思うんです。ただそれがその整備ができる時期でありますとか投資できる金額でありますとか、それというのはやはりそのときそのときの国の援助の仕方ですとか、そのタイミングをもって整備していく必要があるのかなという思いです。ですので、残念ながらスポーツゾーンより、今はまだ学校の耐震化、安全化、庁舎の安全化等、やはりまだそちらのほうの優先順位のほうが高いのかなという思いがして

おります。いきいきセンターのほうもそうですし、やはりそれ考えますと、スポーツゾーンとして整備できるところは、随時その補助をもらえる中で補助がもらえる事業を探し出しながら整備は実はやってるんです。ただ、莫大な資本投下をしてやりますよという形にはまだ今のタイミングではないのかなという判断です。ですので、スポーツゾーンとしての価値というのは十分理解しておりますし、これからその協議も続けていきたいという思いというのは持つておるということでございます。

以上でございます。

**増田委員長** よろしいか。ちょっと待ってくださいね。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後5時58分

再 開 午後6時10分

**増田委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** スポーツゾーンの話が出ましたので、あれなんですけど、僕も一般質問で話しさせてもらったとおり、まず谷原委員からスポーツゾーン、あそこを推進していくよという言葉を受けたという、前の議事録見てもなかなか、そんな消極的やったような気もしてたんですけど、そういう言葉を受けたということは、まあまあ僕はいいのかなと思ってます。

それと、市長も言わはったように、あそこ推進していくけど、今の基本の計画は一旦もう一回見直すよと、またすぐ計画していきますよということをやわはったと思いますねやんか。あそこも大事なゾーンやから力を入れていきたいと、そやけど前の言ったその3パターンというのは取りあえずもう一回見直しますということで、僕は一般質問のときに、分かりました。今度また新たに進めていってくださいね。国体もあるしということで理解をしてました。ということなんです。それで委員長、いいですね。

**増田委員長** はい。

**西川委員** ほんで、もう1個だけ、概要の57ページで、スポーツセンターのやつがあったんですけど、屋根とね。これはもうそやからスポーツゾーンとか関係なしに耐震のあれなんですけど、これ1個だけ聞きたいんですけど、設計では2つ分かれてるんです。耐震と屋根の改修工事ね。そやけど、工事では1つになってるんですね。これも質問というより、もう時間もあれですのちよっと言いますね。気にしてほしいのは、こんなんは設計もやっぱり一緒に出してもらわんと、耐震改修と屋根と。これ本来やったら1つに出さんとあかんので、工事は1つになってるんですね。これ、多分仮設工事とか、さっき増田委員長が言わはったように、足場とか、それ積算これ入ってる思うんですわ。この設計のときにね。被ってる部分があると思いますねやんか。だから、その辺をきっちり工事のとき、これ設計事務所が多分違うところの設計事務所やと思います。ちょっとよく分からんですけど、耐震改修の設計と屋根の改修の設計はまた違うところやと思うんですね。でも工事は1つで、多分どこかの工事屋に発注されると。そのときに被ってる、いうたら恐らく屋根改修すんのも耐震改修すんのも足場

要ると思いますねやんか。そういう仮設がきっちり積算上この1個にしたときになってるかどうかというのを、その辺気をつけてくださいという、もう意見だけです。その辺をきっちり見といてください。これ、基本的にはこんな設計業務でやったら、耐震と屋根、その他工事という形で1つで設計くられると思いますねやんか。言うたらその辺の工事に関しても、ちょっとその辺被ってる部分が出てくるかもしれへんので、その辺をよく精査して工事のほう管理監督していただきたいなというところでございます。もうこれ、答え要りません。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 今のスポーツゾーン基本計画のことについては分かりました。計画どおりやっても、計画立ってもなかなかできないこともあるだろうというのはあるんですが、私が一番気にしているのは、奈良国体があるので、これをぜひ利用してあそこが整備できたらという思いがあるので、そのためにはこの計画書がつくられたのは平成25年に奈良県のスポーツ推進計画、これに基づいてつくってるわけです。ゼロカーボンも一緒ですよ。宣言出すだけではなくて、国からお金をもらおうと思えば計画を立てる、計画を立てなかったらその予算がつかない。だからこれも一緒に、私は奈良県に言う上でも新たな計画をきちっと立てて、これは上位計画は奈良県にもありますし、葛城市にも総合計画、都市計画マスタープランの中に位置づけられてこれがあるわけやから、これが何かわけの分からんうちに消えてしまうたんじゃ話にならないので、なくなっただったらなくなったで結構ですから、改めてきちっとしたものをつくっていただきたいことを要望しておきます。

以上です。

**増田委員長** 答弁よろしいか。

谷原委員 はい。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、8款教育費の質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、来週火曜日22日は午前9時30分より委員会を開会いたします。

延 会 午後6時14分